

今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書

令和7（2025）年3月

豊島区子ども・子育て会議

豊島区のすべての子どものために

近年、我が国の出生数は減少の一途をたどり、その傾向は豊島区においても表れております。一方で、特別な配慮が必要な子どもが増加し、また在宅子育て家庭の支援が必要とされています。保育において、これまでの待機児童を解消するための取り組みから、様々な背景をもつ子どもや家庭のニーズに応じた支援が求められるようになりました。

豊島区では、平成31（2019）年3月に「豊島区保育の質ガイドライン」を策定し、ガイドラインに則した保育の質の確保と保育施設の整備を行ってきました。また、令和5（2023）年2月には、児童相談所設置市に移行し、児童福祉法に基づく児童福祉施設に関する権限が東京都より移管されました。

豊島区子ども・子育て会議専門委員会では、これらの背景を踏まえ、区立保育園のあり方を中心に検討を重ねてきました。前年度に実施された「今後の保育施設運営に関するアンケート」の結果から保育園の実態や保育士の考えを把握した上で、各委員の経験や知見を持ち寄り、現在の豊島区から未来の豊島区を見据えた結果を導くことにつながりました。

区立保育園は児童福祉法第24条において、保育を必要とする子どものための行政による保育施設と定められています。また、豊島区の保育士職員は区の奉仕者として、子どもの健やかな育ちを保障し、保育の質の向上に取り組む責任があります。様々な背景をもつ子どもや家庭のニーズに応えることや、区立保育園を中心に、私立保育園や地域型保育事業など地域の保育施設と連携をさらに深めていくこと、さらに幼稚園や小学校と連携していくことなど、多くの課題を遂行するためには、それぞれの保育士の質の向上がより求められます。

こうした多岐に渡る区立保育園、保育士の役割は、未来の豊島区で活躍するひとを育てる大きな要となります。本会議で検討されたことが区の施策として実を結び、区内のすべての子どもたちが幸せに過ごすとともに、将来に希望をもって人生を歩んでいく一助となることを願っています。

令和7（2025）年3月

豊島区子ども・子育て会議

会長 島田 由紀子

目次

1	今後の区立保育園のあり方に関する検討の背景・目的	1
(1)	保育を取り巻く環境の変化	1
(2)	更なる保育の質の向上	1
(3)	今後の区立保育園のあり方の検討	1
2	保育を取り巻く状況	2
(1)	保育需要の動向、これまでの待機児童対策	2
(2)	区立保育園の配置状況・建築年数	16
(3)	区立保育士数・年齢等	17
(4)	これまでの区立保育園の民営化	18
(5)	保育の質向上の取り組み	20
(6)	区立保育園による保育施設との連携	22
(7)	未就園児の状況	24
3	国・他自治体等における区立保育園の役割・位置づけ	25
(1)	国「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」	25
(2)	他区における整理	26
(3)	全国保育協議会「人口減少地域における保育の課題と対応」	28
(4)	これまでの豊島区における整理（子どもプラン、基本計画等）	29
4	今後の区立保育園のあり方	30
(1)	児童福祉法による位置づけ	30
(2)	区立保育園の役割	30
(3)	区立保育士の人材育成	31
(4)	区立保育園の施設整備及び配置の考え方	32
5	参考資料	34
(1)	「今後の保育施設運営に関するアンケート」の実施結果（抜粋）	34
(2)	豊島区子ども・子育て会議専門委員会	46

※ 本検討報告書内のグラフ、図、表などは、豊島区が管理するデータに基づいて作成
※ 出典が豊島区ではないものは、各グラフ、図、表などの下にその旨を記載

1 今後の区立保育園のあり方に関する検討の背景・目的

(1) 保育を取り巻く環境の変化

- 豊島区（以下「区」という。）は、待機児童対策を重点施策に位置づけ、積極的に私立保育園を整備し、平成29（2017）年度に待機児童ゼロを達成して、令和2年度からは5年連続で待機児童ゼロを維持している。
- 一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の保育施設の定員割れなど、保育を取り巻く環境は大きく変化している。
- また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童など特別な配慮が必要な子どもたちの増加や、地域の中で孤立しがちな在宅子育て家庭の支援などが求められるようになってきている。
- 令和5（2023）年12月に閣議決定された「こども未来戦略」においても、保育の量の拡大から質の向上へと政策の転換が示された。

(2) 更なる保育の質の向上

- 区では、平成31（2019）年3月に「豊島区保育の質ガイドライン」を策定し、保育の質向上に取り組んできた。
- 令和5（2023）年2月には、児童相談所設置市に移行し、児童福祉法に基づく児童福祉施設に関する権限が東京都より移管された。
- 児童相談所設置市として、児童虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応につながる要支援家庭の見守りや支援が求められる。
- また、巡回支援や指導検査による私立保育園等への助言・指導、区全体の保育の質向上に向けた地域の保育施設の連携など、子どもたちの最善の利益を守っていくための取り組みの更なる充実が必要とされている。

(3) 今後の区立保育園のあり方に関する検討

- こうした中、今後の区立保育園の役割を明確にするため、令和6（2024）年5月に豊島区子ども・子育て会議のもとに専門委員会が設置された。
- 専門委員会における検討を重ねながら、令和7（2025）年3月に「今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書」をまとめた。
- 区においては、豊島区基本計画、豊島区子ども・若者総合計画の改定にあたり、専門委員会での検討内容を反映いただいた。
- 今後も、この検討報告書を踏まえ、これから求められる区立保育園のあり方に関する取組方針の具体化に向けて検討をお願いしたい。

- 検討報告書における保育施設の定義は以下のとおり。

区立保育園	区が設置した認可保育所を指す。原則、公設公営保育所を指すが、公設民営保育所を含める場合は、その旨を記載する。
私立保育園	民間が設置した民設民営認可保育所を指す。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を指す。

2 保育を取り巻く状況

(1) 保育需要の動向、これまでの待機児童対策

① 0～5歳人口の推移（各年4月1日）

○ 0～5歳人口は、平成31（令和元）年度をピークに減少が続き、令和6年度は平成31（令和元）年度より1,255名の減少



② 人口推計（各年1月1日、豊島区基本計画）

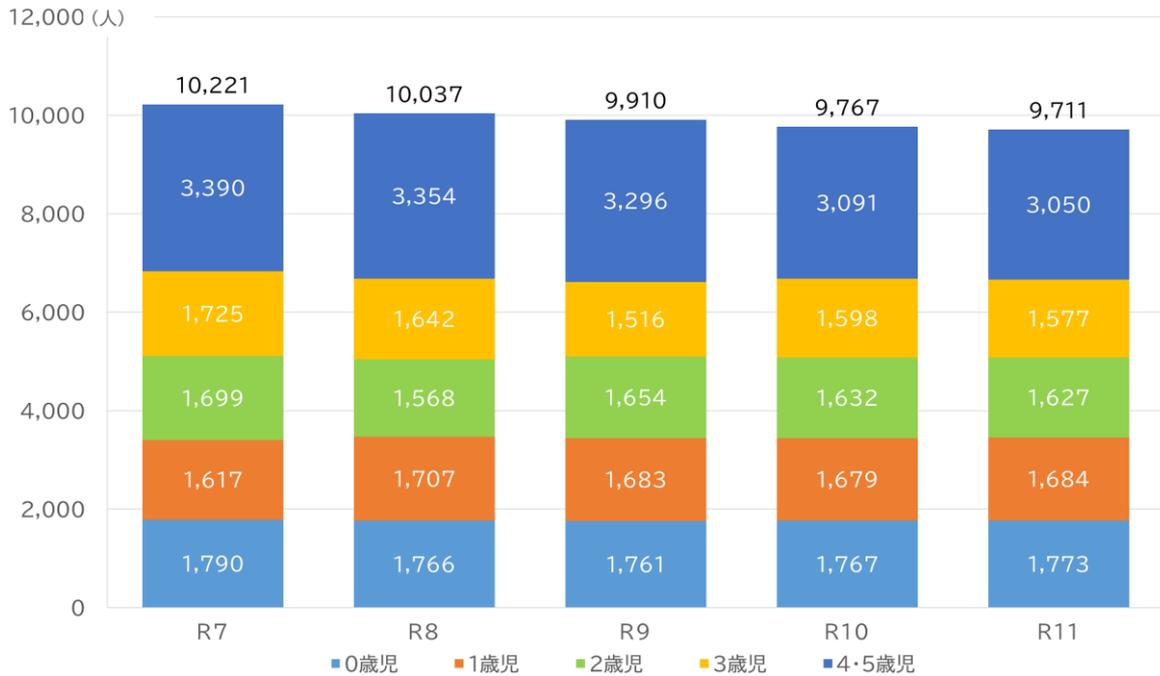
○ 次期基本計画における人口の推計では、今後5年間の年少人口（0歳～14歳）は微減



（豊島区政策経営部企画課作成、「豊島区基本計画（案）」より引用）

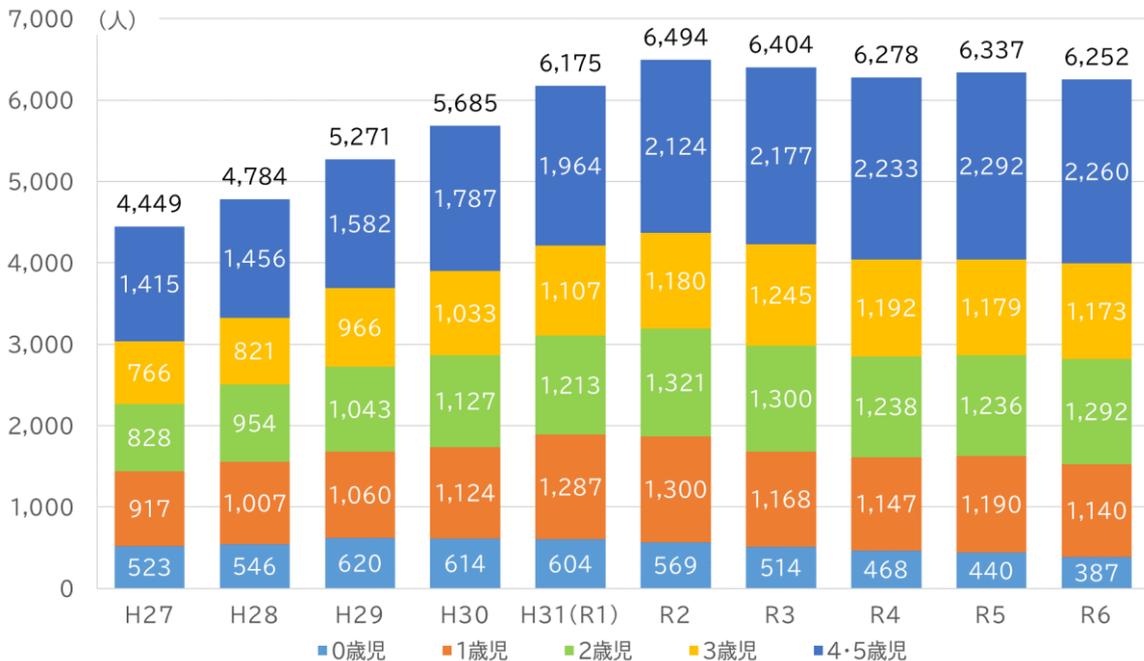
③ 0～5歳人口の推計（各年4月1日、豊島区子ども・子育て支援事業計画）

○ 次期子ども・子育て支援事業計画における人口の推計では、今後5年間の0～5歳人口は減少



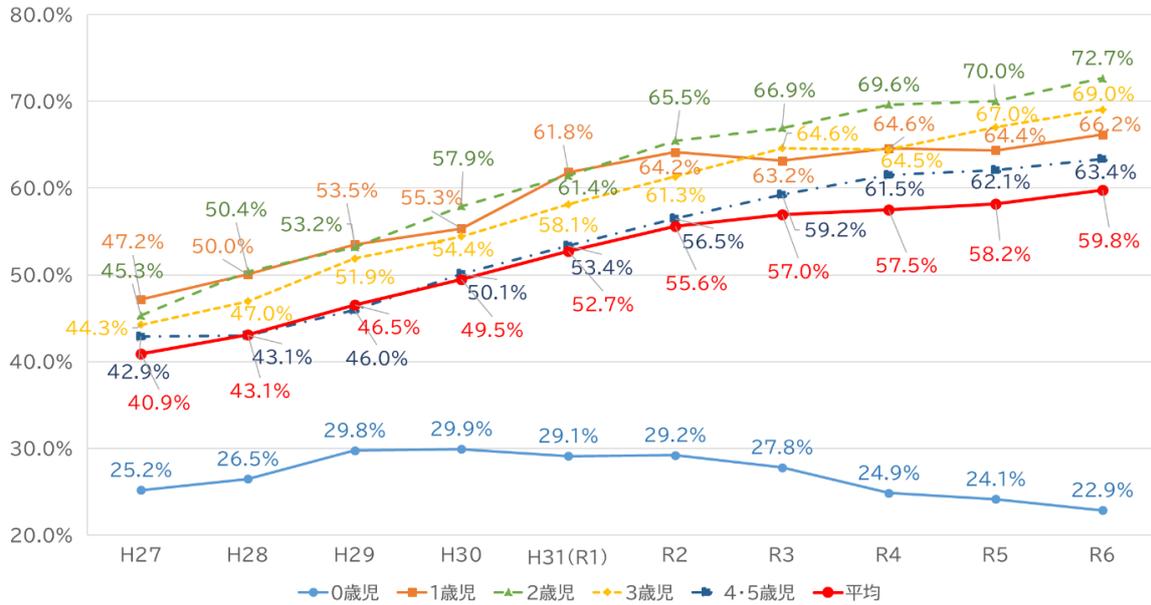
④ 入園希望児童数（保育需要数）の推移（各年4月1日）

○ 入園希望児童数は、令和2年度をピークに減少傾向にあり、令和5年度は59名の増加となったが、令和6年度は再び85名の減少



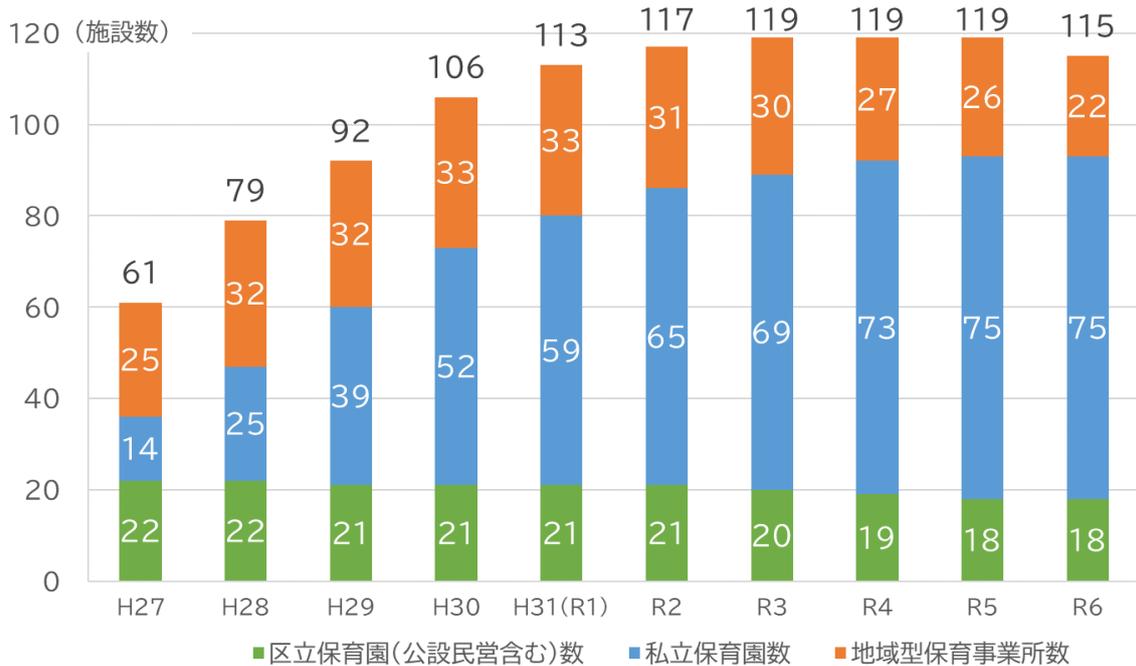
⑤ 保育需要率の推移（各年4月1日）

- 令和3～6年度までの1～5歳児の保育需要率は、60～70%で推移
- 令和6年度の0～5歳全体の保育需要率は59.8%まで増加した一方で、0歳児の保育需要率は22.9%まで減少



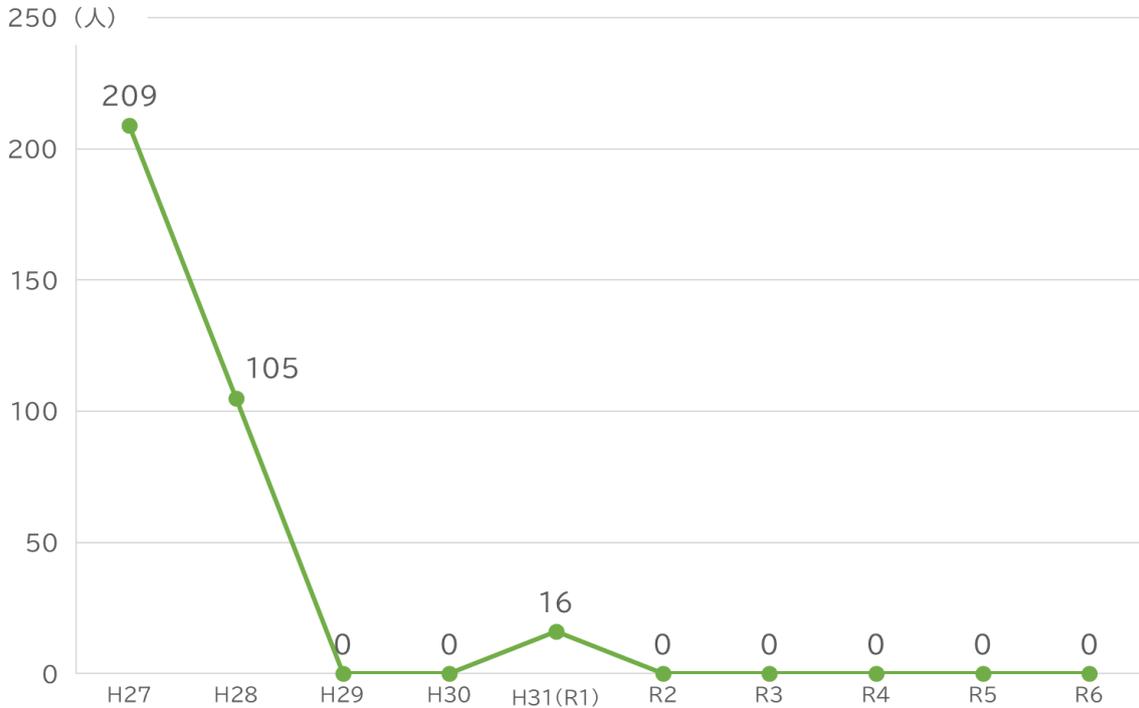
⑥ 認可保育所、地域型保育事業の施設数の推移（各年4月1日）

- 私立保育園は、平成27年度の14か所から令和6年度は75か所と61か所増加し、認可保育所と地域型保育事業を合わせて115か所



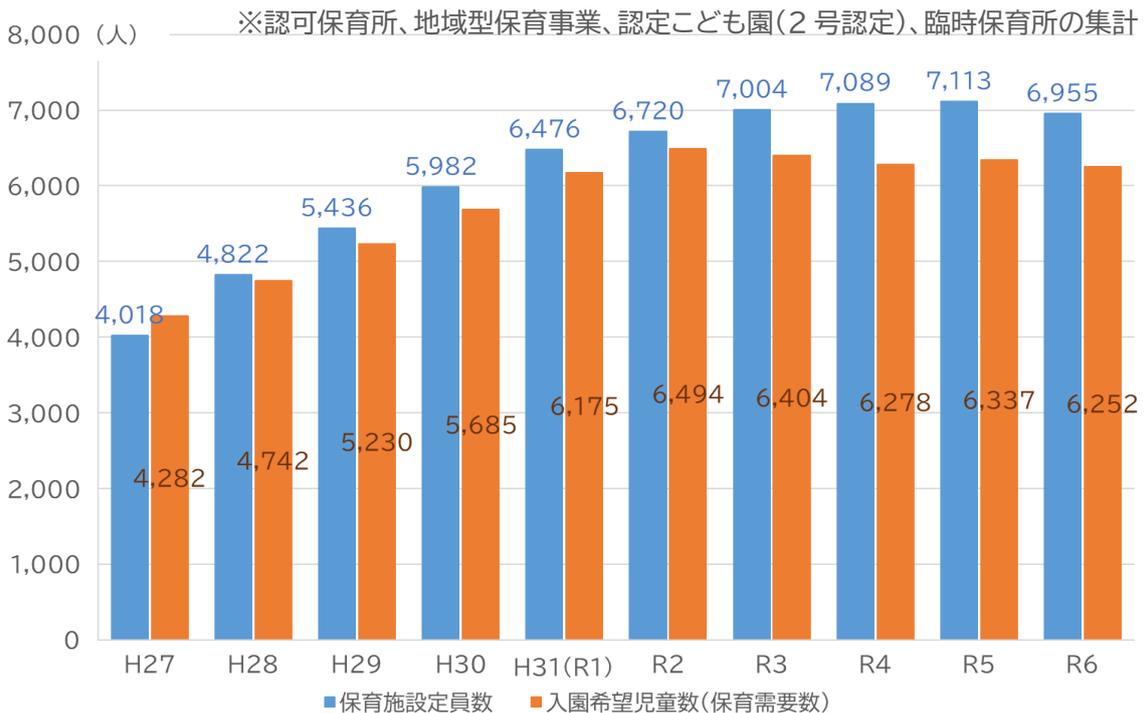
⑦ 待機児童数の推移（各年4月1日）

○ 平成29年度に初めて待機児童ゼロを達成し、その後、令和2年度からは5年連続して待機児童ゼロを維持



⑧ 保育需要数、保育定員数の推移（各年4月1日）

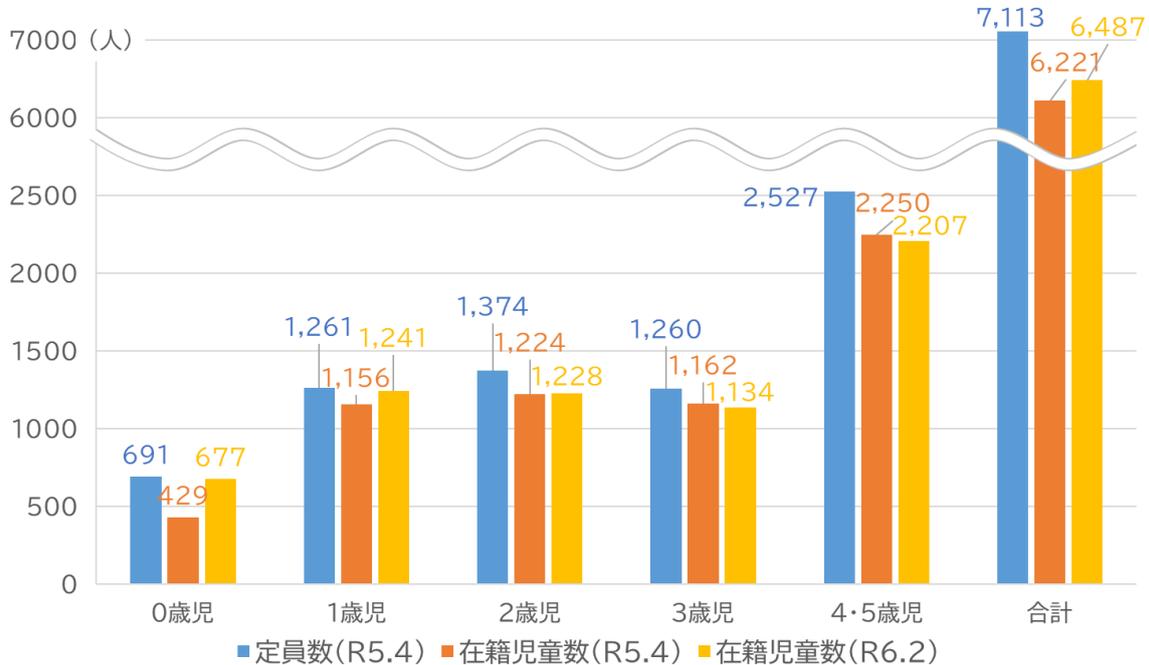
○ 平成28年以降、保育需要数に対して保育施設定員数が上回り、令和6年度は703名上回る



⑨ 在籍児童数の推移（令和5年4月、令和6年2月）

○ 令和5年4月から令和6年2月にかけて、1～5歳児の在園児数はほぼ横ばいとなっているが、0歳児の在籍児童数は248名と大きく増加

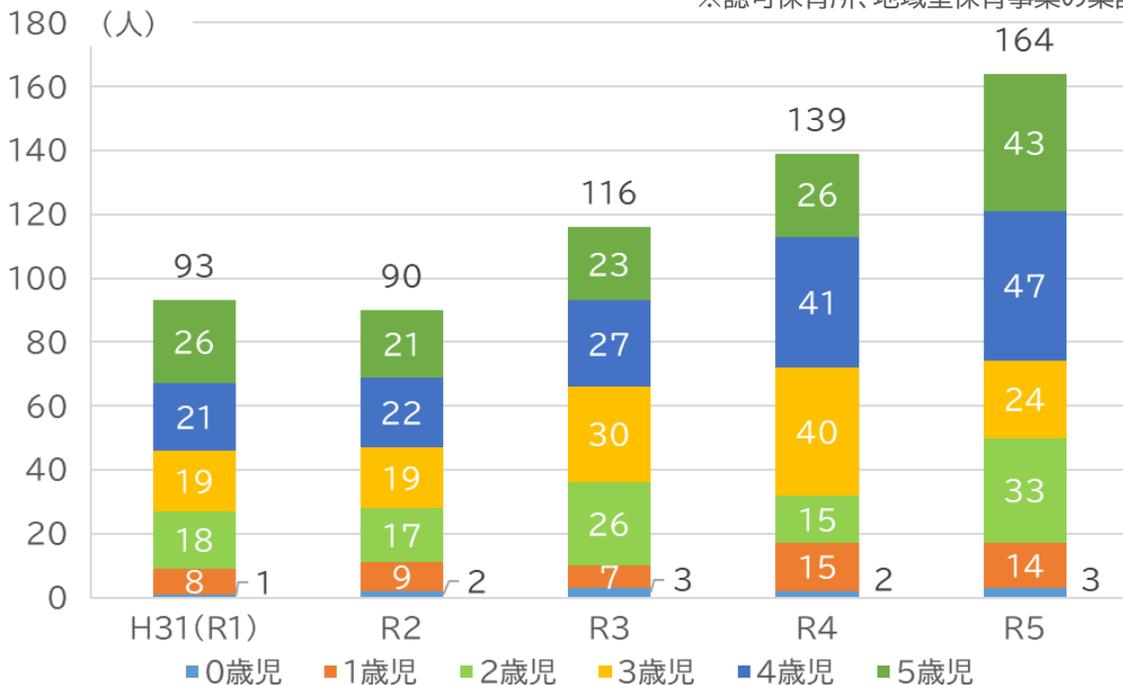
※認可保育所、地域型保育事業、認定こども園(2号認定)、臨時保育所の集計



⑩ 障害児受入状況の推移（各年3月31日）

○ 区の障害児入所審査会の対象児童数は、令和2年度以降、年々増加し、令和5年度は令和4年度と比較して約1.2倍の増加

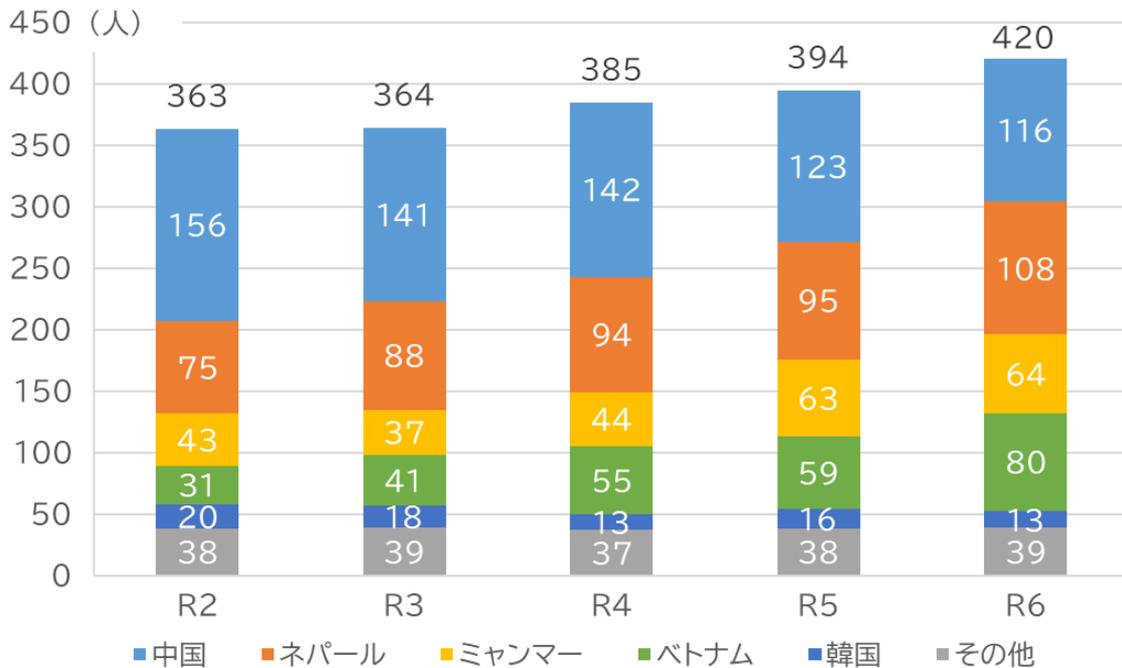
※認可保育所、地域型保育事業の集計



⑪ 外国籍児童数の推移（各年4月1日）

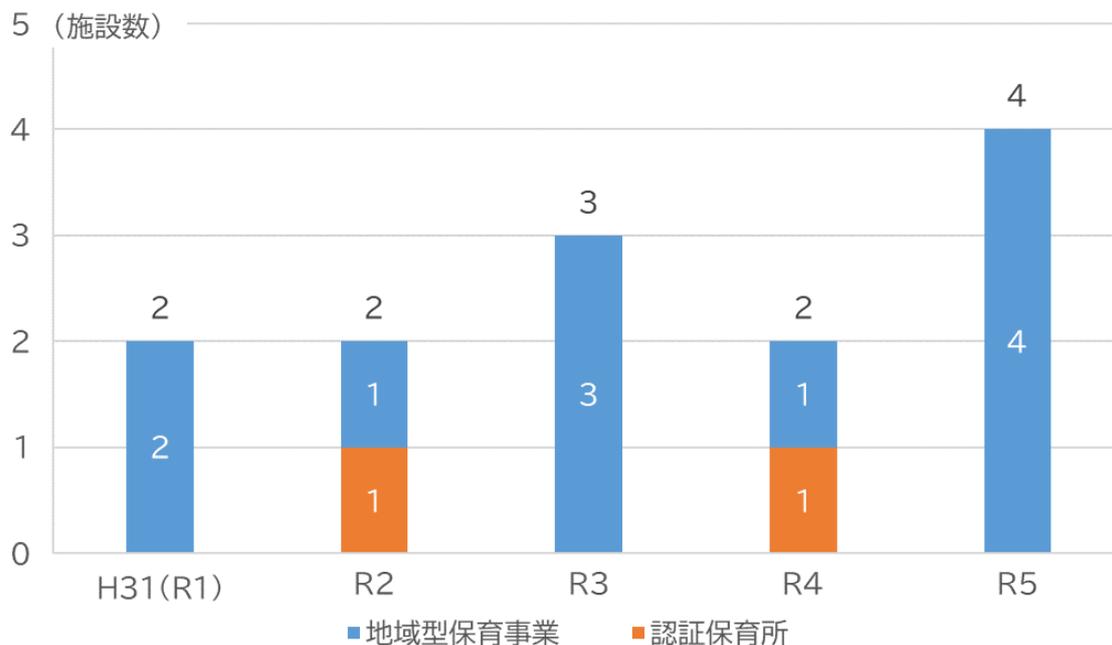
○ 認可保育所の外国籍児童数は増加し、令和6年度は、中国27.6%、ネパール25.7%、ミャンマー15.2%、ベトナム19.0%、韓国3.0%となっており、この5か国で全体の9割を占める

※認可保育所、地域型保育事業の集計



⑫ 地域型保育事業等の閉園状況（各年3月31日）

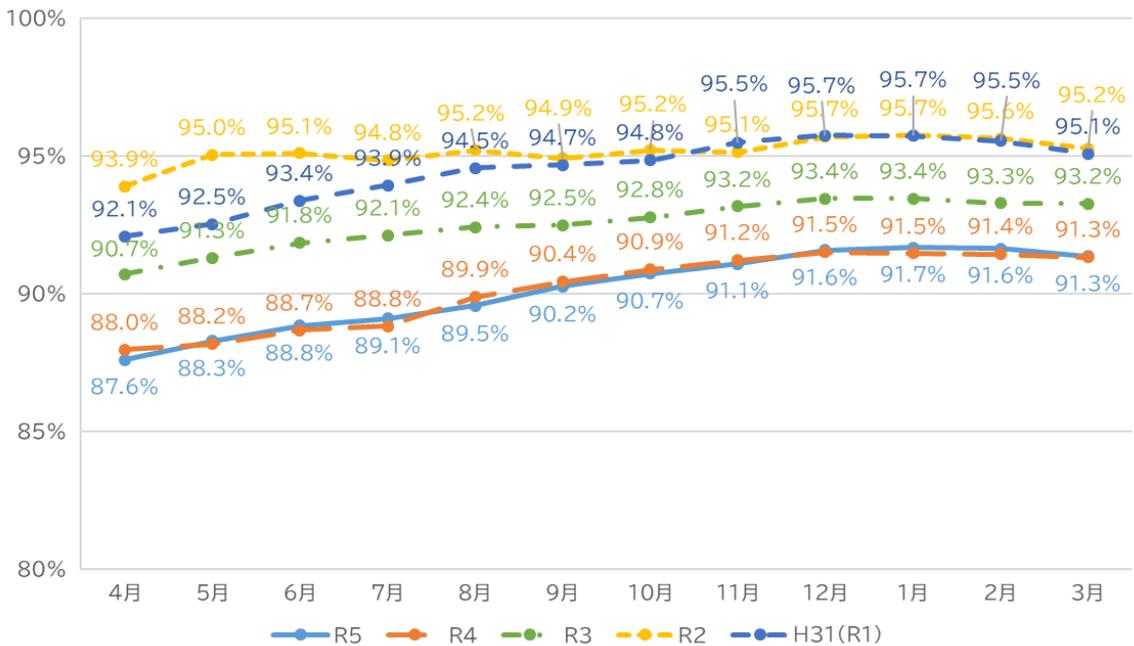
○ 平成31（令和元）年度から令和5年度までの閉園は13か所となり、いずれも地域型保育事業と認証保育所



⑬ 定員数に対する充足率の推移（各年各月1日）

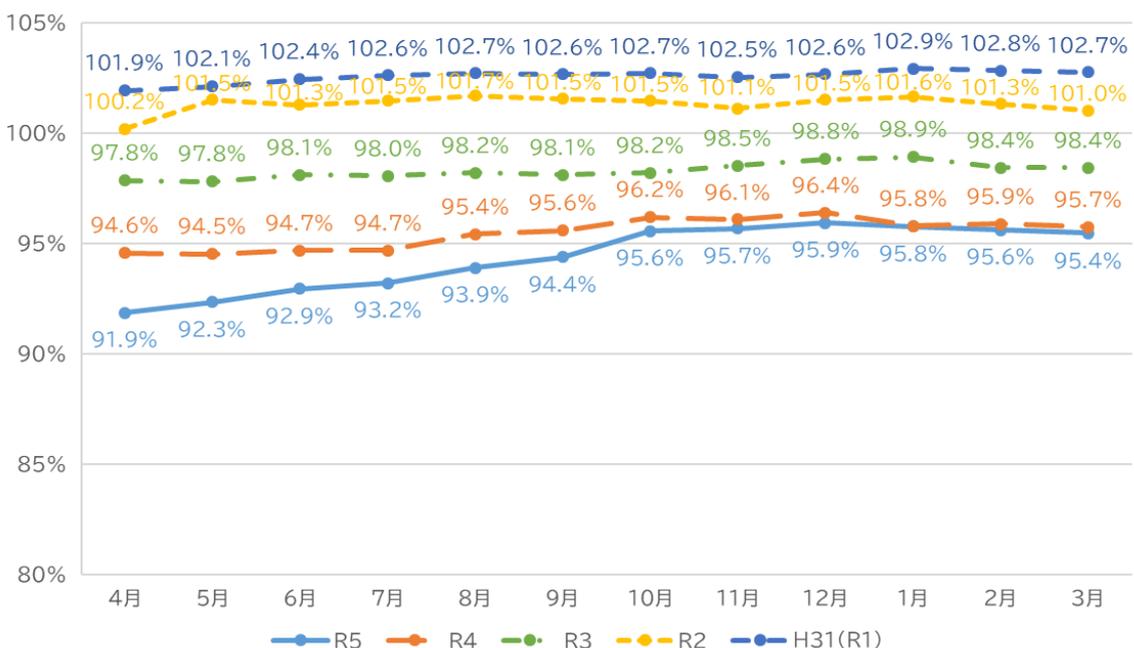
(ア) 区立保育園（公設民営保育園含む）、私立保育園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業除く）合計

○ 0～5歳児全体の定員充足率（在籍児童数／定員数）は、年末に向けて上昇し、9月頃までには90%を超える



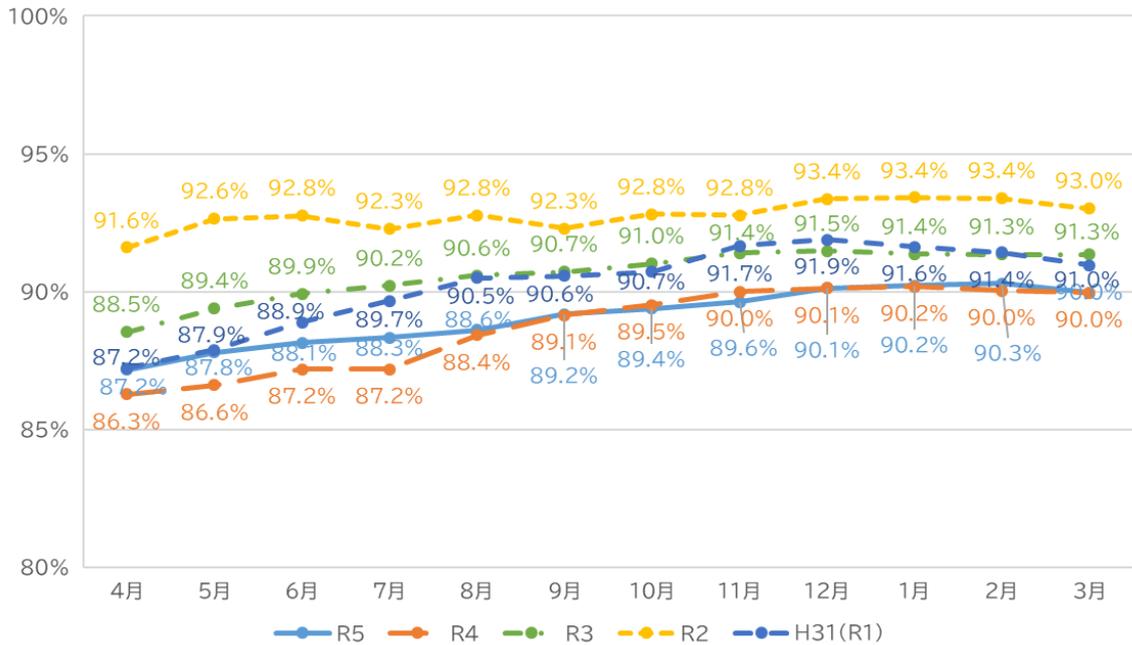
(イ) 区立保育園（公設民営保育園含む）

○ 区立保育園（公設民営保育園含む）の定員充足率は、年度当初の4月時点で90%を超えており、私立保育園や地域型保育事業と比較して高い



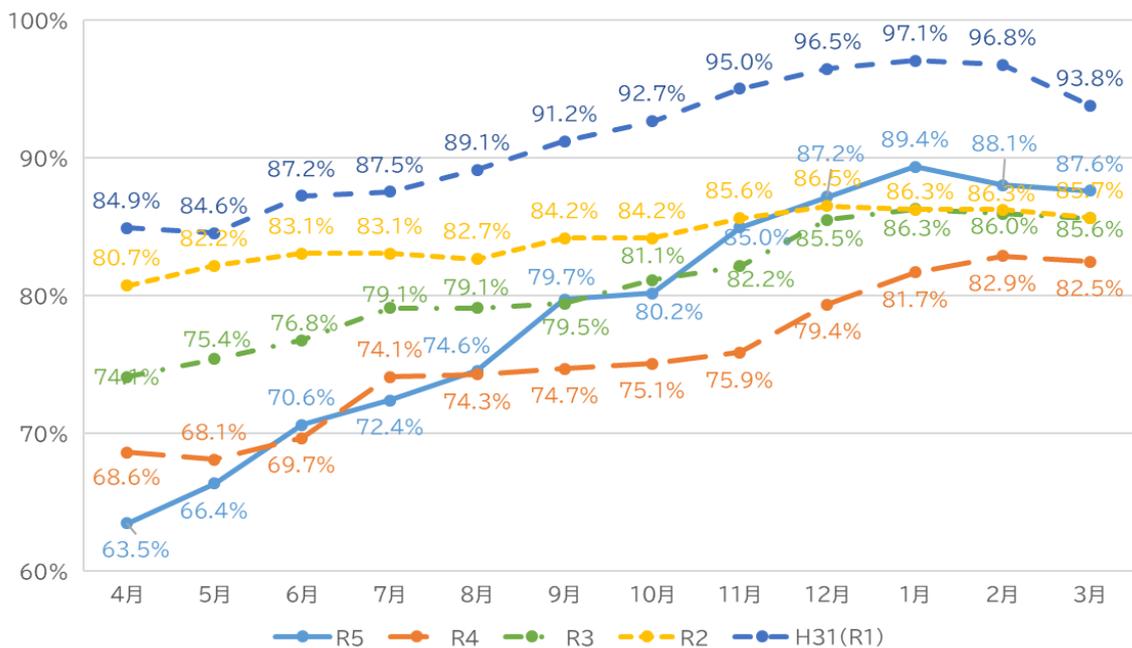
(ウ) 私立保育園

○ 私立保育園の定員充足率は、年々低下してきたが、令和5年度は定員の見直しにより、令和4年度とほぼ同水準



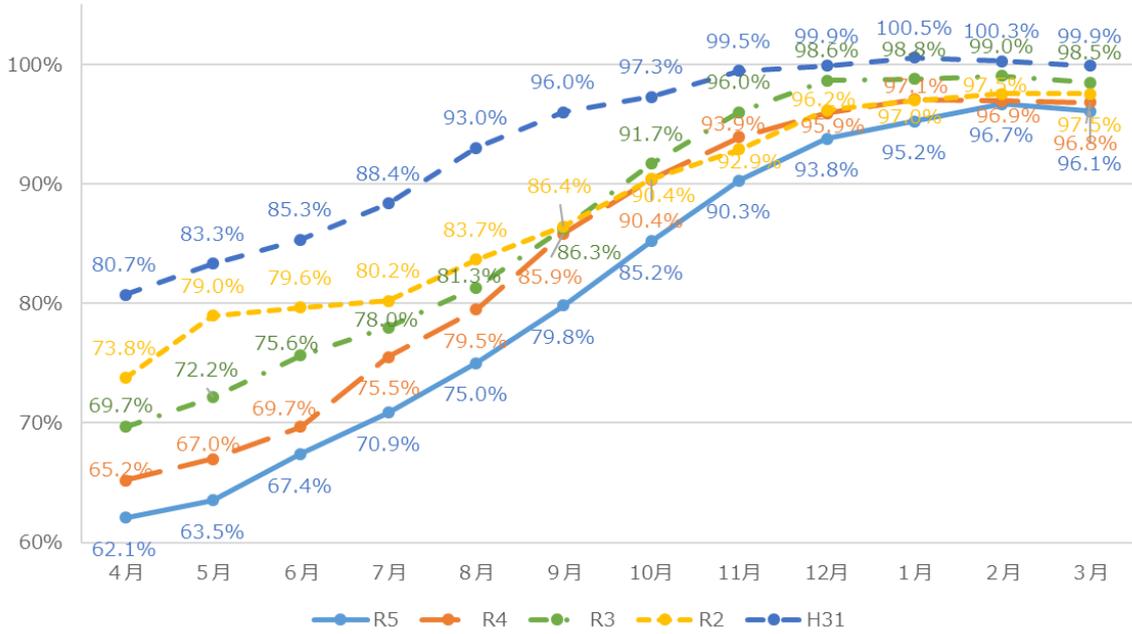
(エ) 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業除く）

○ 年度当初の地域型保育事業の定員充足率は、年々低下しているが、年末に向けて90%程度まで上昇



(オ) 区立保育園（公設民営保育園含む）、私立保育園、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業除く）合計（0歳児のみ）

○ 年度当初の4月における0歳児の定員充足率は、年々低下しているが、令和5年度の0歳児の定員充足率は、年度当初の4月から3月までに34ポイント上昇



⑭ 地域別0～5歳人口、定員数、在籍児童数、空き定員数（令和6年4月1日）

- 区全体では、保育需要に対して必要な保育定員を確保できているが、地域や年齢によっては定員に余裕がない状況
- 年度当初の0歳児の空き定員が多くなっている一方で、1～3歳児の保育定員は余裕がない
- 令和4年度に竣工した大規模マンションにより、南池袋地域や雑司が谷地域、高田地域、目白地域において1～3歳児の定員に余裕がない
- 要町地域や高松地域、千川地域は保育施設が少なく、定員に余裕がない

(人)

地域	項目	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
区内全域	①人口	1,691	1,723	1,778	1,699	1,746	1,820	10,457
	②保育定員数(A)	672	1,214	1,331	1,228	1,249	1,230	6,924
	③在籍児童数(B)	382	1,096	1,269	1,148	1,111	1,102	6,108
	④空き定員(B)－(A)	-290	-118	-62	-80	-138	-128	-816
駒込	①人口	112	133	116	113	134	124	732
	②保育定員数(A)	58	90	101	93	100	99	541
	③在籍児童数(B)	36	87	94	79	93	84	473
	④空き定員(B)－(A)	-22	-3	-7	-14	-7	-15	-68
巣鴨	①人口	115	92	99	88	107	106	607
	②保育定員数(A)	29	58	64	53	58	58	320
	③在籍児童数(B)	14	56	62	50	54	46	282
	④空き定員(B)－(A)	-15	-2	-2	-3	-4	-12	-38
西巣鴨	①人口	61	70	66	62	54	80	393
	②保育定員数(A)	48	79	79	75	80	79	440
	③在籍児童数(B)	20	74	74	71	66	66	371
	④空き定員(B)－(A)	-28	-5	-5	-4	-14	-13	-69
北大塚	①人口	78	67	90	74	79	68	456
	②保育定員数(A)	10	44	50	50	44	44	242
	③在籍児童数(B)	8	30	49	43	45	38	213
	④空き定員(B)－(A)	-2	-14	-1	-7	1	-6	-29
南大塚	①人口	105	89	89	96	90	95	564
	②保育定員数(A)	57	90	101	95	94	93	530
	③在籍児童数(B)	34	73	100	93	87	92	479
	④空き定員(B)－(A)	-23	-17	-1	-2	-7	-1	-51
上池袋	①人口	100	89	118	88	100	95	590
	②保育定員数(A)	33	49	57	55	56	54	304
	③在籍児童数(B)	17	33	54	44	44	40	232
	④空き定員(B)－(A)	-16	-16	-3	-11	-12	-14	-72
東池袋	①人口	137	129	138	137	122	139	802
	②保育定員数(A)	33	79	83	80	84	83	442
	③在籍児童数(B)	29	69	82	79	68	68	395
	④空き定員(B)－(A)	-4	-10	-1	-1	-16	-15	-47
南池袋	①人口	51	56	72	53	54	46	332
	②保育定員数(A)	28	45	50	49	43	41	256
	③在籍児童数(B)	26	43	49	45	41	37	241
	④空き定員(B)－(A)	-2	-2	-1	-4	-2	-4	-15

(人)

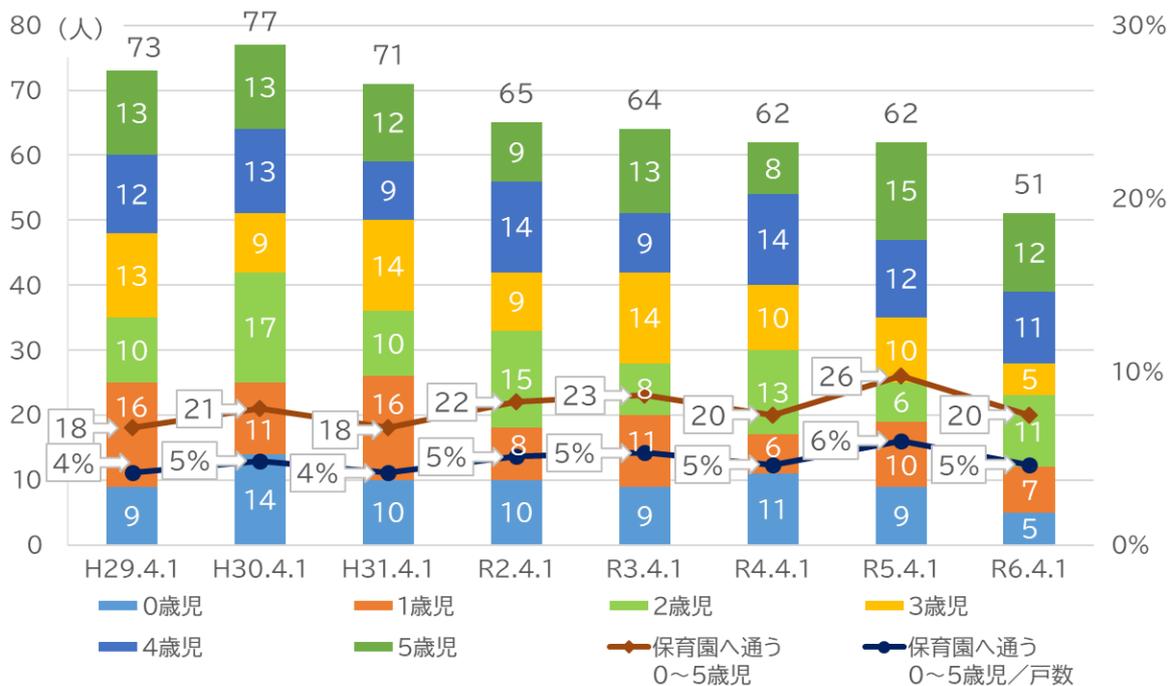
地域	項目	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
西池袋	①人口	105	93	97	106	109	99	609
	②保育定員数(A)	39	87	97	70	72	71	436
	③在籍児童数(B)	17	73	93	67	68	64	382
	④空き定員(B) - (A)	-22	-14	-4	-3	-4	-7	-54
池袋	①人口	92	72	85	70	65	75	459
	②保育定員数(A)	30	56	60	57	57	55	315
	③在籍児童数(B)	23	46	58	57	47	51	282
	④空き定員(B) - (A)	-7	-10	-2	0	-10	-4	-33
池袋本町	①人口	66	76	85	95	104	99	525
	②保育定員数(A)	39	63	70	69	70	70	381
	③在籍児童数(B)	14	45	64	63	60	57	303
	④空き定員(B) - (A)	-25	-18	-6	-6	-10	-13	-78
雑司が谷	①人口	53	66	42	55	57	58	331
	②保育定員数(A)	22	49	50	54	52	51	278
	③在籍児童数(B)	17	45	50	50	43	45	250
	④空き定員(B) - (A)	-5	-4	0	-4	-9	-6	-28
高田	①人口	109	126	114	118	97	122	686
	②保育定員数(A)	17	43	43	38	35	35	211
	③在籍児童数(B)	16	46	40	39	31	35	207
	④空き定員(B) - (A)	-1	3	-3	1	-4	0	-4
目白	①人口	86	84	91	88	98	109	556
	②保育定員数(A)	35	60	62	56	59	57	329
	③在籍児童数(B)	14	60	59	52	55	55	295
	④空き定員(B) - (A)	-21	0	-3	-4	-4	-2	-34
南長崎	①人口	131	139	136	158	146	178	888
	②保育定員数(A)	59	94	106	104	112	112	587
	③在籍児童数(B)	25	90	94	96	94	102	501
	④空き定員(B) - (A)	-34	-4	-12	-8	-18	-10	-86
長崎	①人口	83	116	103	98	88	102	590
	②保育定員数(A)	36	57	75	67	68	66	369
	③在籍児童数(B)	18	58	74	65	50	66	331
	④空き定員(B) - (A)	-18	1	-1	-2	-18	0	-38
千早	①人口	69	84	87	62	80	88	470
	②保育定員数(A)	33	67	70	59	54	52	335
	③在籍児童数(B)	11	64	65	53	57	51	301
	④空き定員(B) - (A)	-22	-3	-5	-6	3	-1	-34
要町	①人口	51	54	53	51	53	43	305
	②保育定員数(A)	50	77	83	74	79	78	441
	③在籍児童数(B)	35	77	79	72	78	75	416
	④空き定員(B) - (A)	-15	0	-4	-2	-1	-3	-25
高松	①人口	49	49	66	53	66	62	345
	②保育定員数(A)	10	15	18	18	20	20	101
	③在籍児童数(B)	6	15	17	18	19	20	95
	④空き定員(B) - (A)	-4	0	-1	0	-1	0	-6
千川	①人口	38	39	31	34	43	32	217
	②保育定員数(A)	6	12	12	12	12	12	66
	③在籍児童数(B)	2	12	12	12	11	10	59
	④空き定員(B) - (A)	-4	0	0	0	-1	-2	-7

※認可保育所、地域型保育事業(居宅訪問型保育事業除く)の集計

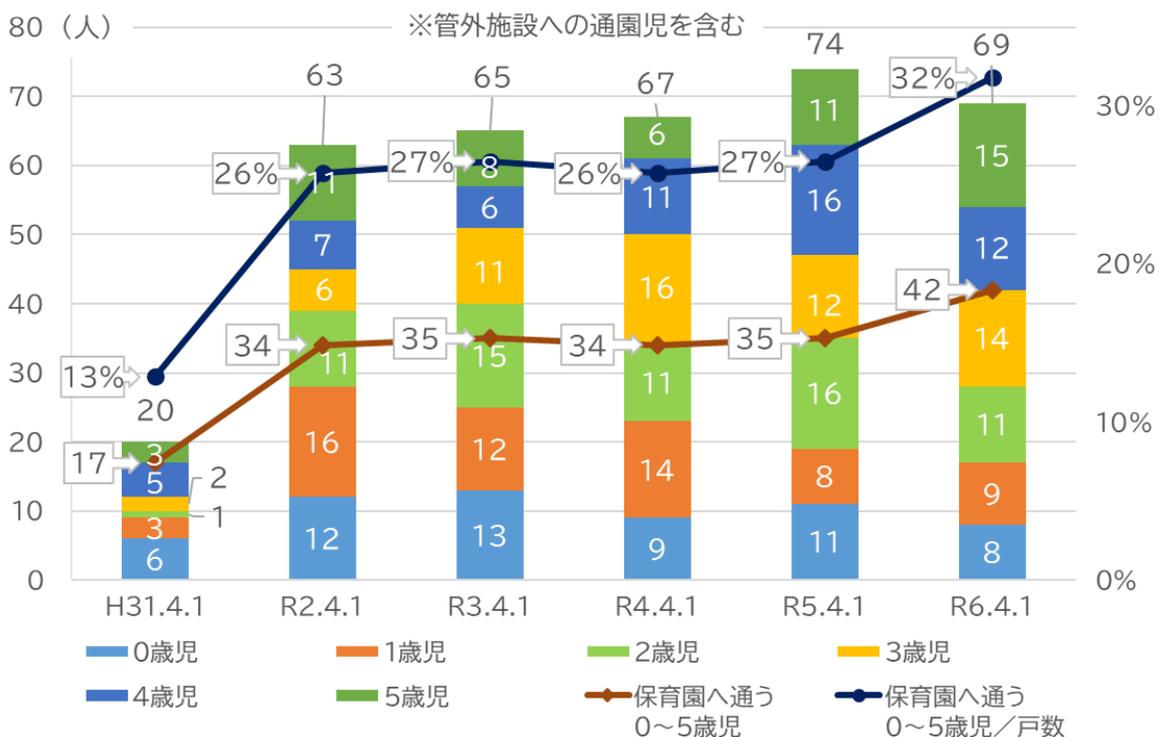
⑮ 大規模マンションの竣工に伴う保育需要数

- 大規模マンションの竣工に伴う保育需要は、これまで総戸数の5%程度を想定してきたが、高田地域の大規模マンションDは想定を超える22%
- しかし、大規模マンションの保育需要は、戸数や間取り、立地、販売価格帯などにより大きく異なる

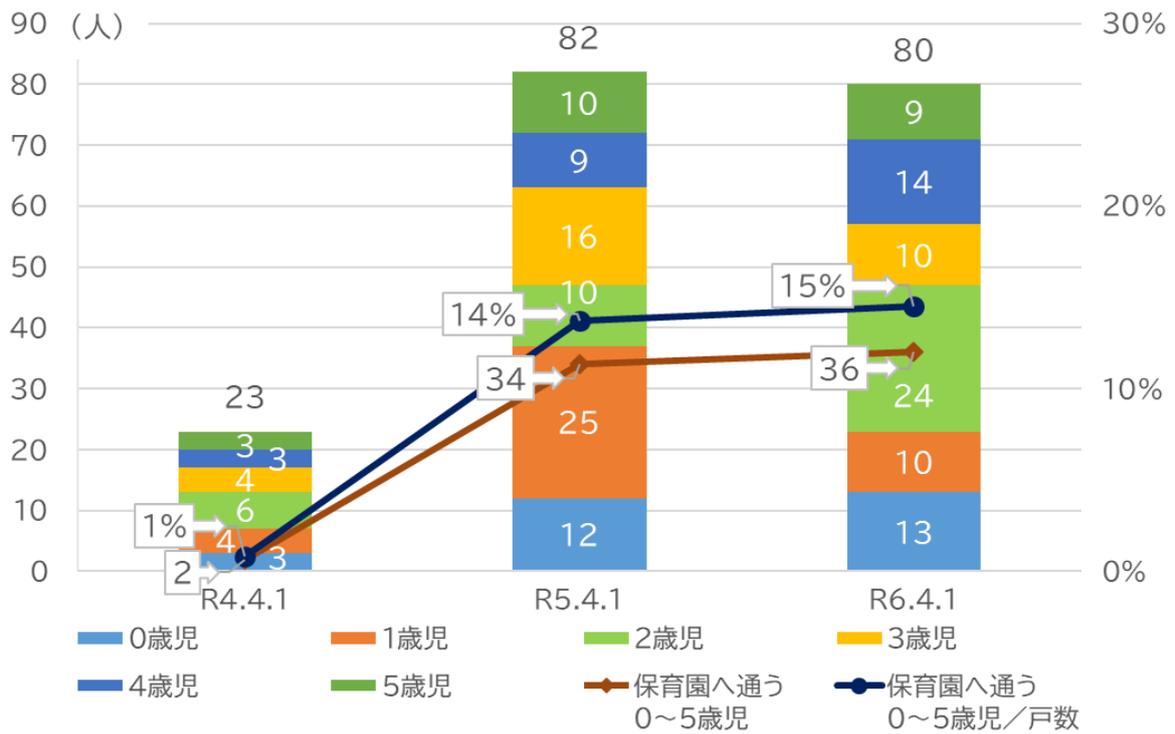
(ア) 大規模マンションA (南池袋地域、平成27年3月竣工、432戸)



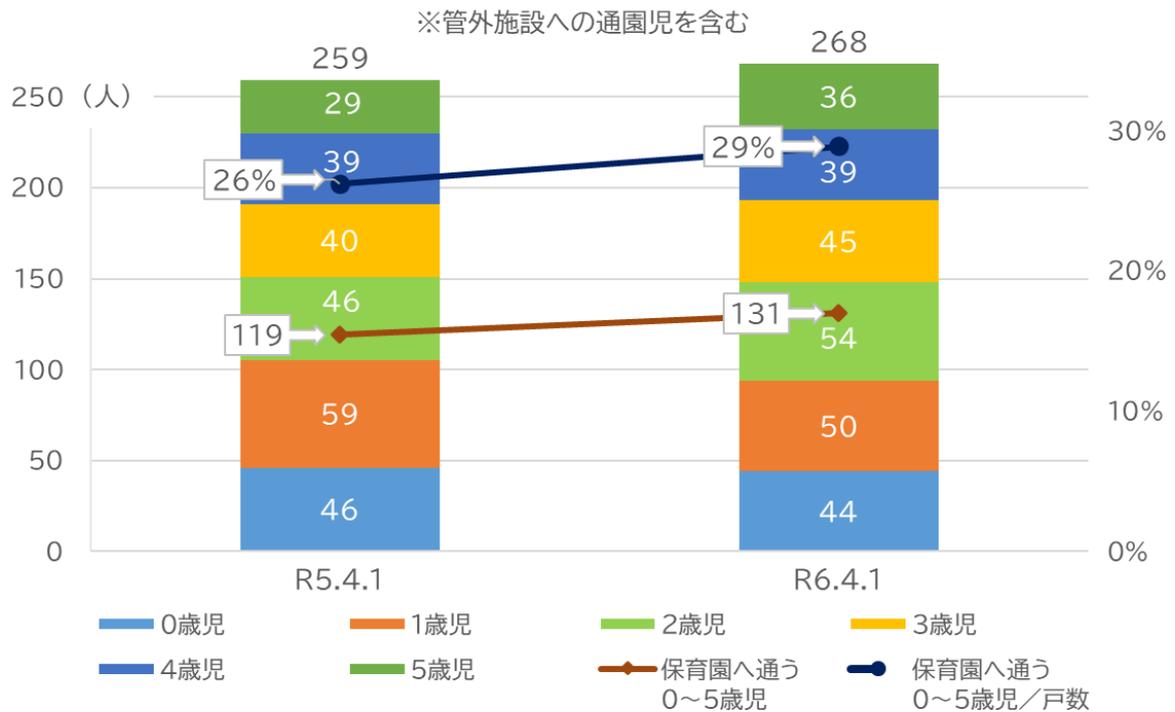
(イ) 大規模マンションB (東池袋地域、平成31年3月竣工、132戸)



(ウ) 大規模マンションC (東池袋地域、令和4年1月竣工、248戸)



(エ) 大規模マンションD (高田地域、令和4年5月竣工、454戸)



⑯ 「コロナ禍における当面の保育施設の整備方針」

- コロナ禍による出生率の低下や0～5歳人口の減少などにより、私立保育園等では、年度当初に定員割れが見受けられる
- 一方で、新型コロナウイルスの収束が見通せず、中長期的な保育需要の想定は難しい状況であるが、大規模マンションの竣工に伴い局地的に保育需要が増加
- こうした中、区では、令和4年12月の政策経営会議において、「コロナ禍における当面の保育施設の整備方針」を決定

<第1段階>

- (1) 令和5年度（令和6年4月）と令和6年度（令和7年4月）は、新たな私立保育園を整備しない
 - 既存の保育施設の有効活用（余裕活用型一時預かり事業の試行）や臨時保育所の設置期間延長、区立保育園による定員調整などを検討

- (2) 大規模マンションの竣工に伴う局地的な対策の実施
 - 大規模マンションが計画されている地域では、既存の保育施設において必要な定員の確保に取り組み、新たな私立保育園の必要性を検討するなど局地的な対策を実施

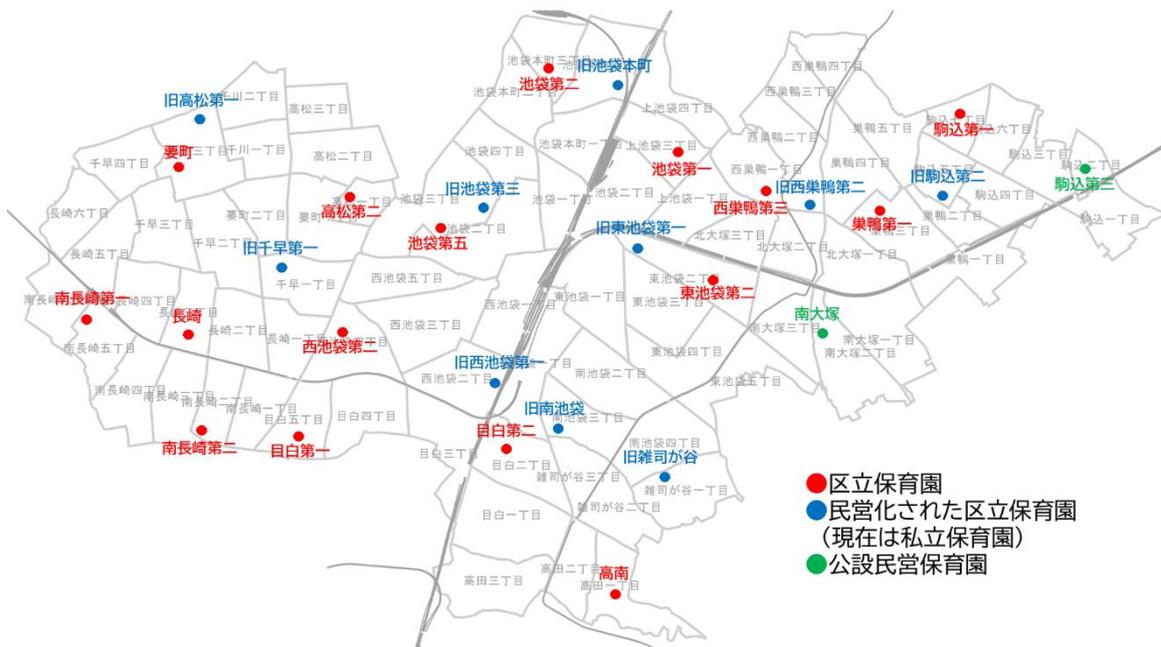
<第2段階>

- コロナ後を見据え、令和7年度の「豊島区子ども・若者総合計画」の改定にあわせて、保育施設全体のあり方を検討

(2) 区立保育園の配置状況・建築年数

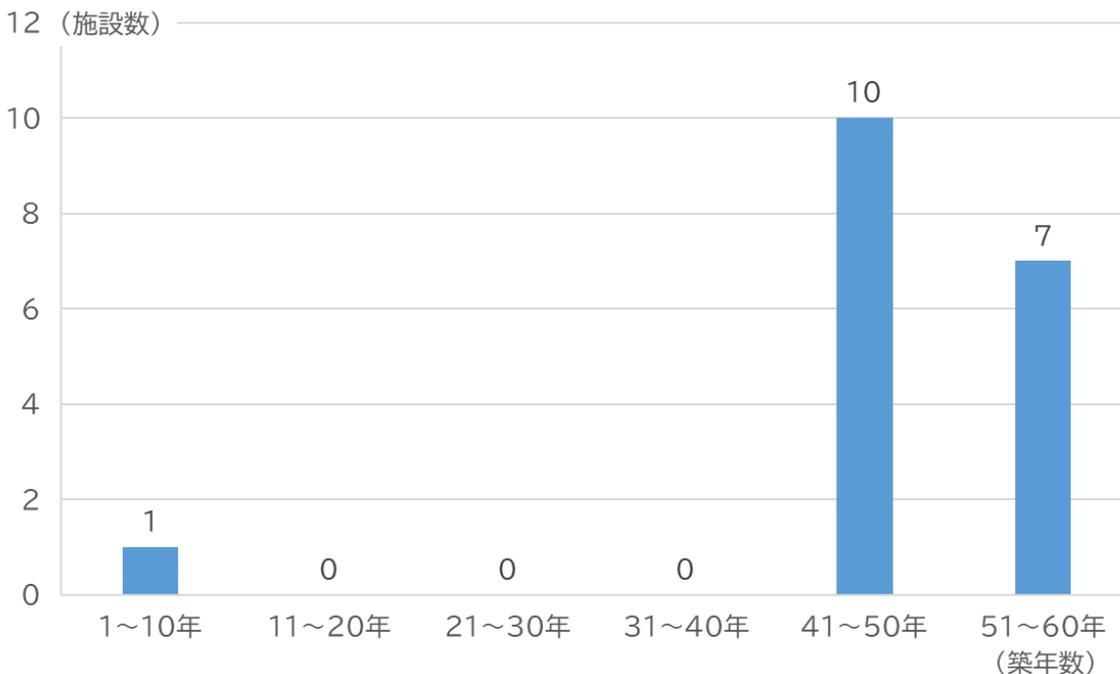
① 区立保育園（公設民営保育園含む）の配置状況（令和6年4月1日）

- 現在、区立保育園は、公設民営保育園2か所を含めて18か所であり、東部地域と西部地域にそれぞれ9か所配置



② 区立保育園（公設民営保育園含む）の建築年数（令和6年4月1日）

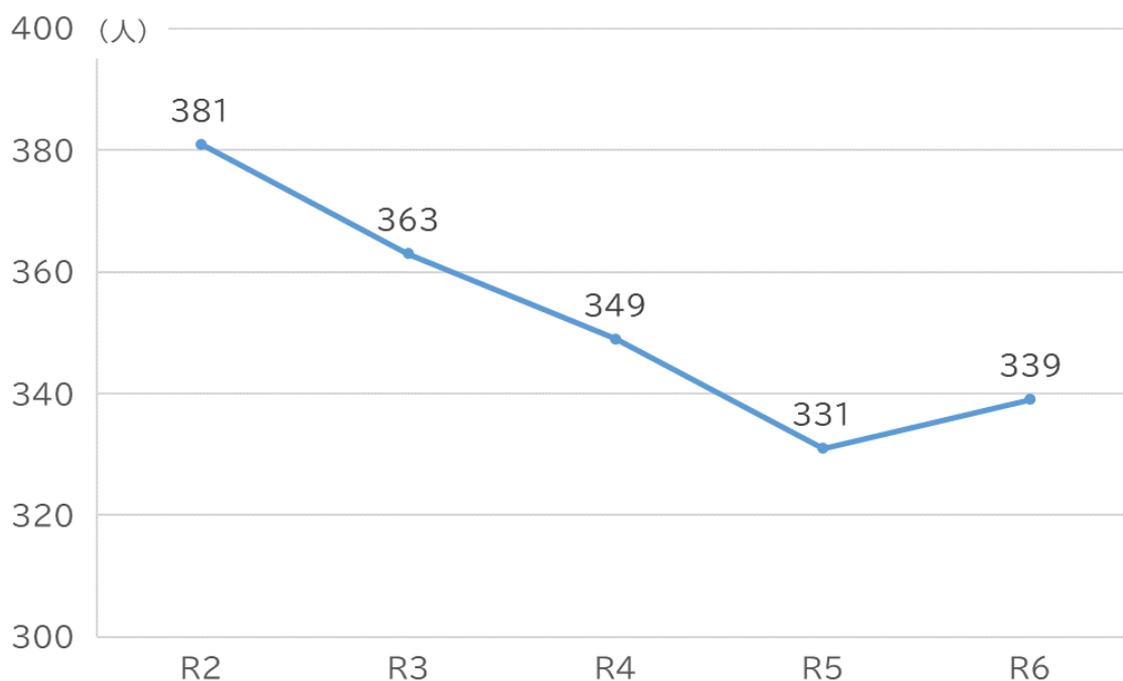
- 区立保育園18か所のうち、17か所が築40年以上と老朽化が進み、令和5年度から高南保育園、令和8年度には巣鴨第一保育園を改築



(3) 区立保育士数・年齢等

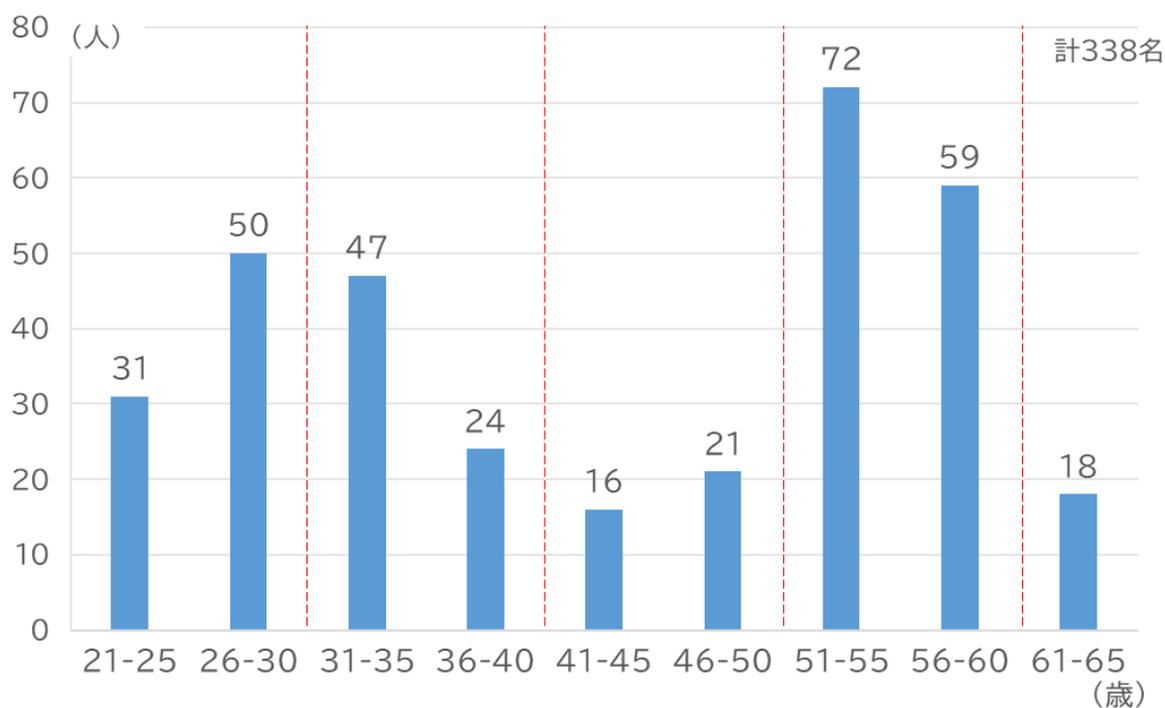
① 区立保育士（正規職員）数の推移（各年4月1日）

○ 令和2年度から令和5年度は、区立保育園の民営化による退職不補充に伴い区立保育士数が減少



② 区立保育士（正規職員）の年齢分布(令和6年3月31日)

○ 年齢分布は、50歳代が38.8%で最も多く、次いで20代が24.0%、30代が21.0%と続くが、40代は10.9%と少ない



(4) これまでの区立保育園の民営化

① 前期の民営化（平成18～29年度）

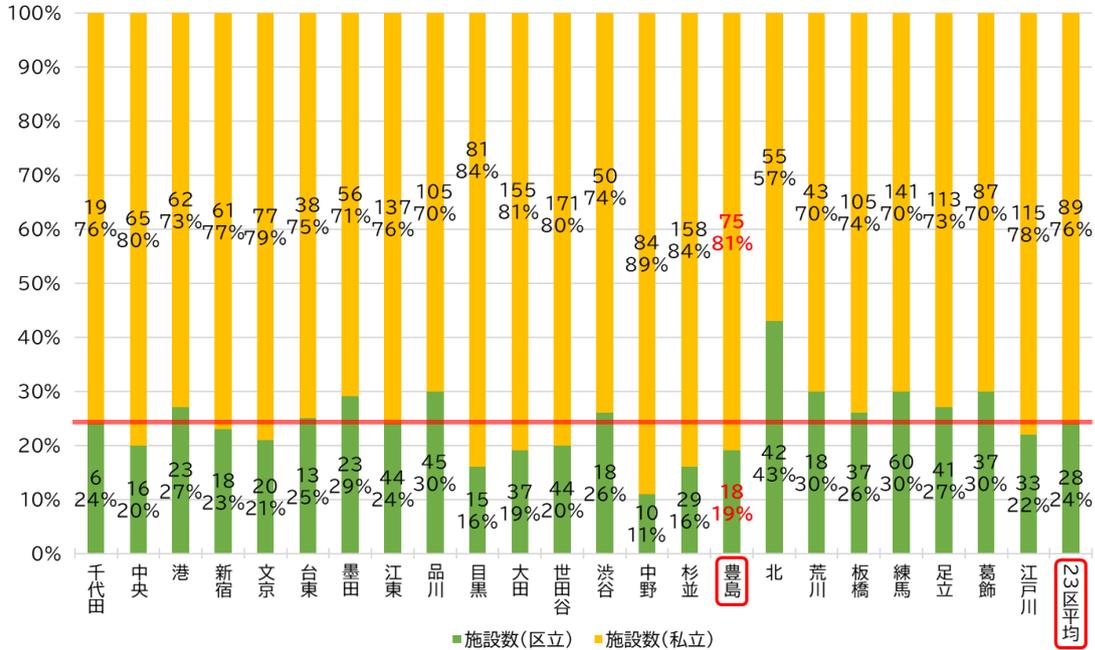
- 平成17年3月に策定した「豊島区子どもプラン」において、『多様化、複雑化した保育需要に公私協働で対応していく』とした
- また、平成18年3月に策定した「豊島区基本計画」では、『区立保育園について、私立保育園の役割分担を明確にしつつ、区立保育園28園のうち、当面約10年間で現在の半数程度について、民営化を進める』との方針を示した
- 前期は、平成18年度から平成29年度にかけて、区立保育園9か所（公設民営方式2か所含む）の民営化を実施

② 後期の民営化（令和3～5年度）

- 平成26年に、これまでの実施結果を踏まえ、私立保育園の誘致が進む中でも、保護者が区立・私立の選択ができる環境の確保、実施までの周知や業務引き継ぎの十分な期間を確保など、保護者と児童への負担に配慮し、区立保育園3か所に限り民営化する方針を決定
- 後期は、令和3年4月に駒込第二保育園、令和4年4月に池袋第三保育園、令和5年4月に東池袋第一保育園を民営化
- 平成18年3月に策定した「豊島区基本計画」に基づく民営化を完了し、区立保育園は、令和5年4月に18園（うち2園は公設民営保育園）となった
- 民営化による効果として、特別保育事業の拡充、運営法人による独自プログラムの実施、区立保育士の活用、財政効果等が考えられる

③ 認可保育所の施設数の23区比較（令和6年4月1日）

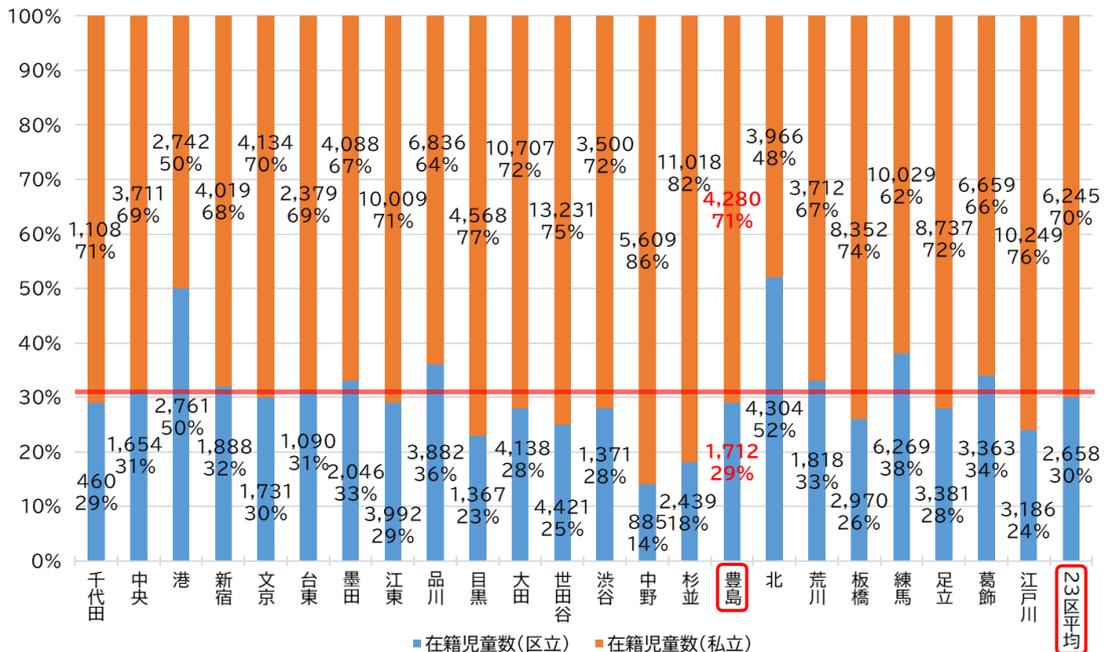
○ 区立保育園（公設民営保育園含む）の施設数の割合は、中野区11%、目黒区、杉並区16%などとなっており、豊島区は23区平均の24%より5ポイント低い



(公益財団法人特別区協議会、「保育所・幼保連携型認定こども園の状況」を基に作成)

④ 認可保育所の在籍児童数の23区比較（令和6年4月1日）

○ 区立保育園（公設民営保育園含む）の在籍児童数の割合は、中野区14%、杉並区18%、目黒区23%などとなっており、豊島区は23区平均の30%とほぼ同じ割合となっている



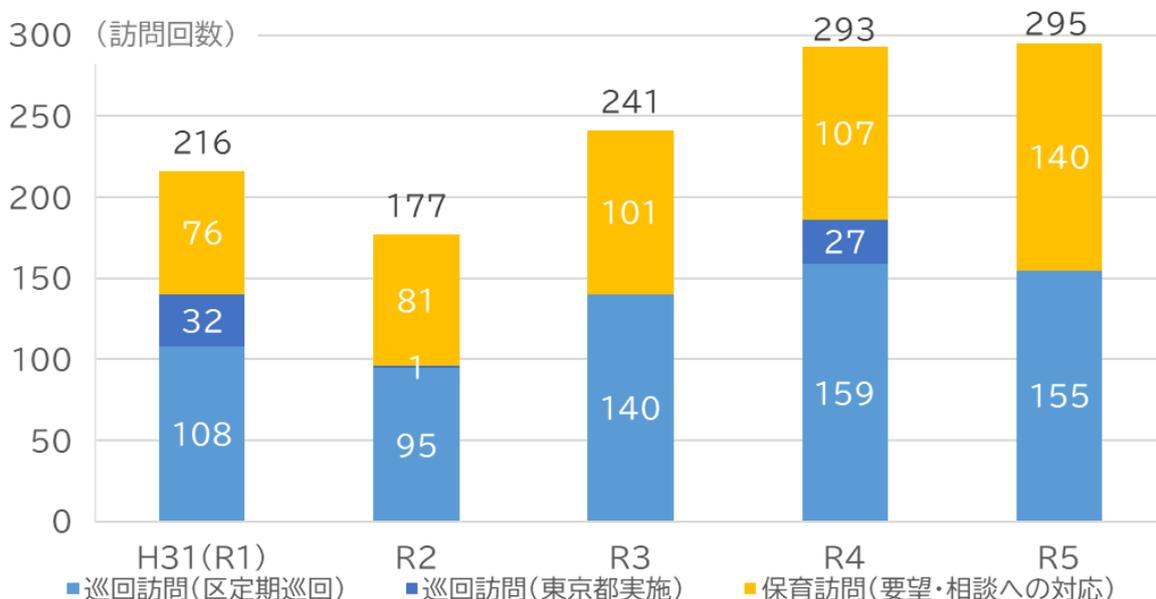
(公益財団法人特別区協議会、「保育所・幼保連携型認定こども園の状況」を基に作成)

(5) 保育の質向上の取り組み

① 区内保育施設に対する巡回指導実績の推移（各年3月31日）

○ 保護者や職員、近隣住民等の要望・相談に応じて実施する保育訪問の回数は、コロナ後に年々増加

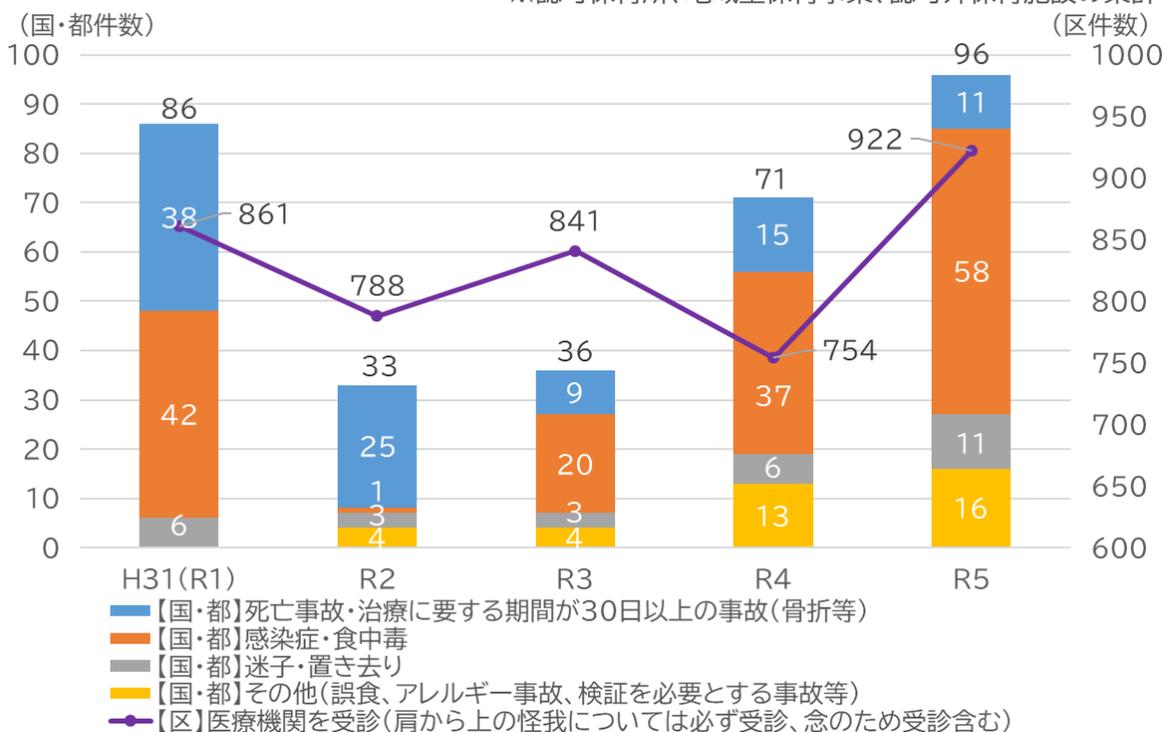
※公設民営保育園、私立保育園、地域型保育事業、認可外保育施設の集計



② 区内保育施設における事故報告件数の推移（各年3月31日）

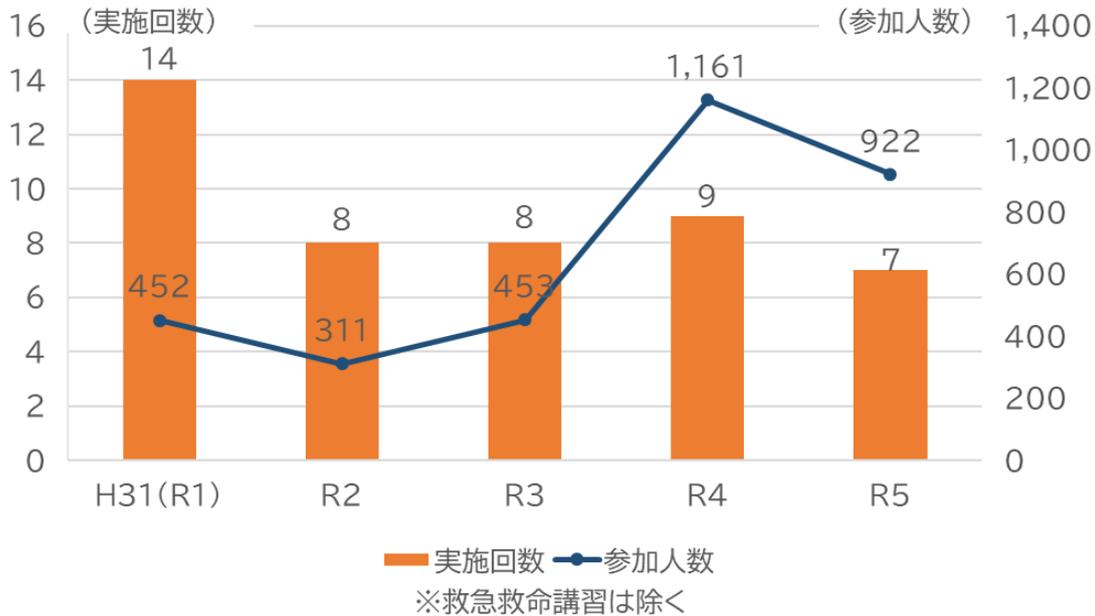
○ 区では、保育施設からの事故報告を受けるとともに、保育訪問により実際の現場を確認し、事故の原因分析や再発防止策を助言

※認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設の集計



③ 保育の質向上研修の開催状況及び参加者数の推移（各年3月31日）

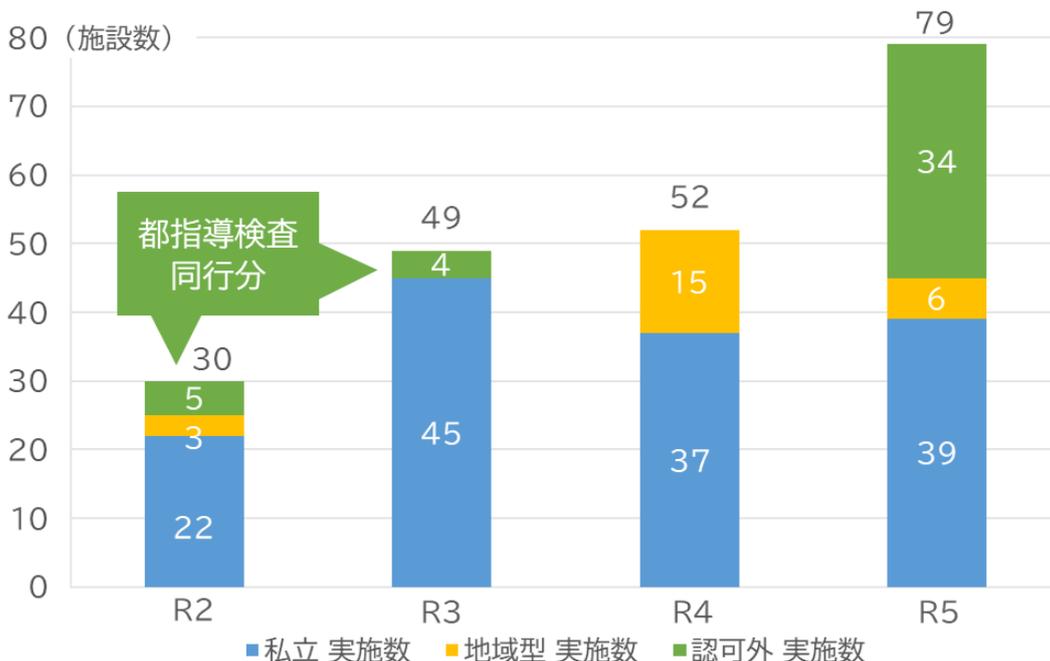
- 保育の質向上研修は、巡回支援で把握した保育の状況や子どもの権利を尊重した保育につなげるために講師や研修内容を工夫して実施
- また、コロナ禍よりオンライン配信を実施し、受講者数が増加



④ 区内保育施設に対する指導検査実施数の推移（各年3月31日）

- 令和5年2月に、区は児童相談所設置市へ移行し、児童福祉法に基づく指導検査権限や認可外保育施設への指導検査権限が都から移管されたことを受けて、令和5年度より実施数が増加

※私立保育園、地域型保育事業、認可外保育施設の集計



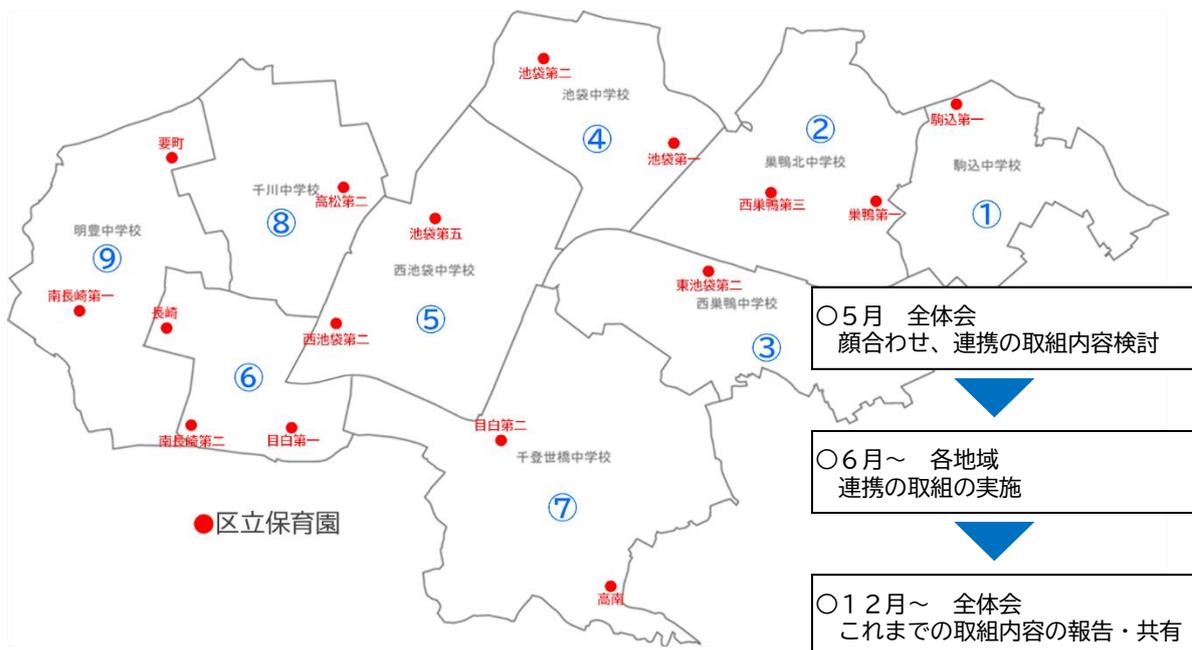
(6) 区立保育園による保育施設との連携

① 区立保育園と地域型保育事業との連携

- 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）では、厚生労働省令等により、令和6年度末までに「連携施設」を確保しなければならないと規定
- 連携施設の役割として、①集団保育の機会の設定、保育の内容に関する支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の確保（区では入園選考時の加点で対応）が必要
- 安定した運営や災害時の業務継続などの観点から、全ての地域型保育事業において、区立保育園との連携を基本として検討
- 令和4年度は、区立保育園と地域型保育事業において、園庭開放や看護師による健康診断、保健だよりの送付、チラシ配付等の情報共有などの連携事業を実施

② 私立保育園を含めた地域の保育施設の連携

- コロナ禍により、保育施設間の連携が十分に進んでいなかったことから、令和5年度に公立園長会と私立保育園園長会と調整しながら、中学校区を基本とした9地域の連携ブロックを設定
- 令和6年度より、区立保育園や私立保育園、地域型保育事業による全体会（保育施設地域連絡会）と区内9地域のブロックにおいて連携に向けた検討と具体的な取り組みを実施
- 第1回全体会（令和6年5月）は、区立保育園16園、公設民営保育園2園、私立保育園69園、地域型保育事業13園、合計100園、第2回全体会（令和6年12月）は、区立保育園16園、公設民営保育園2園、私立保育園61園、地域型保育事業15園、合計94園がそれぞれ出席



<令和6年度 全体会（保育施設地域連絡会）の様子>



第1回



第2回

<各地域での取組事例>



区立保育園の園庭を利用した交流（運動会体験、泥んこ遊び）



区立保育園のホールを利用した交流
（ドッジボール）

緊急避難マップ 不審者・地震等災害時、また子どもの急な体調不良やケガの時、近くの保育園へ避難しましょう！

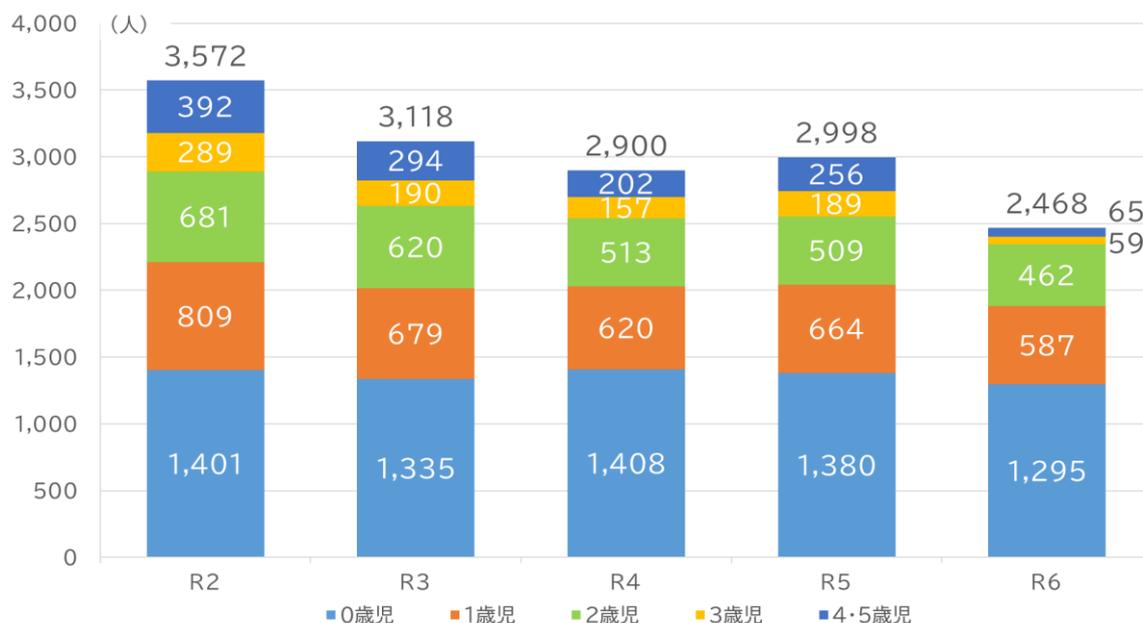


地域の緊急避難マップの作成

(7) 未就園児の状況

① 未就園児数の推移（各年4月1日）

- 未就園児（保育園、幼稚園、認定こども園等に入園していない児童）数は、令和2年度をピークに減少し、令和5年度に増加したが、令和6年度は再び減少



② 区の「こどもつながる定期預かり事業」

- 国は、現在の幼児教育・保育給付に加えて、就労要件を問わず時間単位等で利用できる「乳児等のための支援給付」（「こども誰でも通園制度」）を創設し、令和8年度から全国の自治体で実施予定
- 区では、国の本格実施に先駆けて、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、令和5年11月より、「こどもつながる定期預かり事業」を実施

3 国・他自治体等における区立保育園の役割・位置づけ

(1) 国「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」

① 国の検討会の設置経緯

- 子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における今後の保育所や保育士等の在り方について中長期的な視点に立って検討するため、厚生労働省は令和3年に検討会を設置

② 今後の方向性

- 国の保育政策の大きな柱として、人口減少地域での保育の確保と社会インフラとしての維持を位置づけ
- 特に未就園児の養育家庭等への子育て支援における保育所・保育士の役割発揮を期待
- 個々の保育所の強みや体制等を踏まえ、他の子育て支援関係機関との役割分担を明らかにし、多様な保育・子育てニーズを受け止める環境を整備
- 子育て負担軽減目的での一時預かり、障害児、外国籍の児童等への対応といった多様な保育ニーズへの対応を促進
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を担うことができるようにするなど、他機関等と連携・協働しつつ多機能化を推進
- 保育士の確保・資質向上等のため、職業としての魅力発信、保育・子育てニーズに対応できる研修実施や機会の確保、保育士の資格管理の厳格化
- 各区市町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に実施

③ 取りまとめ概要

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会 取りまとめ 概要

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
 - 今後の**人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
 - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。
- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強みや体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。**

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（LIFEイ・リ・レ・ラ・ル目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等）

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討

(厚生労働省作成、<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000869389.pdf> より引用)

(2) 他区における整理

区名	区立保育園数	うち公設民営	私立保育園数	計画・方針 (策定年月)	区立保育園の役割	区立保育園のあり方、 保育施設の設置に関する方針
港区	23	8	62	「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」 (令和3年9月)	<ul style="list-style-type: none"> ○私立認可保育園への助言等の役割強化など区全体の保育の質の向上、ノウハウ継承 ○プール遊びや外遊びの場の提供、行事等の合同実施などの支援 ○小規模保育事業所等の支援策としての連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○定員は待機児童解消緊急対策以前の水準まで段階的に見直し ○具体的な定員設定は、保育需要の状況等を踏まえ各年度で判断 ○待機児童解消緊急対策で新設した保育室は、私立認可保育園として整備または10年程度で終了 ○0～2歳の待機児童は一定程度解消されたため、小規模保育事業所等は誘致しない
墨田区	23	8	56	「墨田区公設保育所整備計画」(令和4年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○保育施策の推進 ○保育行政を担う人材育成 ○保育における社会的セーフティネットの体制づくり ○地域の子育て家庭への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○区内10ブロックに配置する考え方は廃止、今後は就学前人口や社会情勢を踏まえて再整備 ○今後、想定される保育需要や園舎の築年数等を踏まえ、民間活力導入の可否を判断。公私連携制度の導入を原則とし、公設保育所を公私連携型保育所へ移行
江東区	44	17	137	「待機児童解消後の今後の保育政策について」(令和5年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○これまでの運営ノウハウの継承、私立保育園に運営や保育の情報発信・助言 ○私立保育園等の先駆的役割を果たし、「保育の質」を高める事業計画や人材育成 ○在宅子育て家庭のサポート機能も果たせる体制を構築 ○経済的支援策として、空きスペースの活用や利用定員制度の活用 ○私立保育園間の競争を維持しつつ、安定的な園運営が継続される運営支援のあり方を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前人口や在園児数、地域の保育需要や私立保育園等の配置状況を考慮の上、定員の適正化や適正配置、民営化を検討 ○区立保育園の位置づけを改めて整理 ○今後のマンション開発に伴う保育需要の対応は、保育所整備の必要性や開設後の改修経費等を総合的に判断し、慎重に見極め
品川区	45	6	105	「区立保育園民営化ガイドライン」(令和2年4月) 「品川区立保育園等あり方基本方針」(令和6年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な保育環境の確保とニーズへの確実な対応 ○区内全体の保育の質の向上を牽引 ○包括的な支援の実現 ○多様な子育てニーズへの対応 ○区立保育園職員の働きやすい環境づくり・資質向上・連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○区内6地区ごとに「統括園」「サポーター園」を整備 ○区内全体や各地区の保育需要、施設の築年数を考慮し、区立保育園の統合を含め、再整備を検討 ○統合する場合、使用しなくなった施設を代替施設(仮園舎)として活用 ○施設更新した区立保育園の一部を、民営化候補園とする
目黒区	15	0	81	「区立保育園の民営化に関する計画」(令和4年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子育て家庭の支援 ○地域の保育施設、関係機関とのネットワークの構築 ○災害時、緊急時のセーフティネット ○民間保育施設では対応の難しい保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○区全体の保育の質を向上させ、さらに地域に根差した質の高い子育て支援拠点 ○公設民営化はせず、老朽化した園舎の更新を基本に民設民営化 ○区立保育園の今後の役割を果たしていくために区内5地域に配置 ○令和10年に2園、令和11年に1園、時期未定で2園の民営化予定
世田谷区	44	0	171	「今後の保育施策の取組み方針について」(令和3年9月) 「保育施策の取組み状況について」(令和4年2月) 「区立保育園の今後のあり方」に基づく新たな再整備計画について」(令和4年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に開かれた子育て家庭への支援の充実 ○一時保育の拡充、要支援家庭の早期発見・継続的な見守り・支援 ○区立保育園がまともな役割となり、地域の保育施設や児童館など子育て支援施設との連携 ○区立保育園での地域交流事業や電話相談、体験保育など身近な子育て支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○区立保育園が複数配置している10地区23園のうち、築年数が35年超の園から未就学児童数及び保育需要、地区面積等を勘案し、待機児童対策を実施して再整備 ○区立保育園の弾力化定員に空きが生じている場合、早急に弾力化を解消 ○区立保育園が福祉的役割を果たせる規模を維持しつつ、定員見直し及び弾力化解消 ○待機児童対策の一部を見直し、子育て支援策の充実など新たな課題に取り組む ○当面、認可保育園の新規施設整備はしない

区名	区立保育園数	うち公設民営	私立保育園数	計画・方針 (策定年月)	区立保育園の役割	区立保育園のあり方、 保育施設の設置に関する方針
中野区	10	0	84	「中野区構造改革実行プログラム」(令和3年8月) 「区立保育園の建替整備の考え方(案)について」(令和5年12月議会報告資料)	<ul style="list-style-type: none"> ○指導検査に係る職員の育成 ○就学前教育の充実 ○医療的ケア児への対応 ○民間保育施設との連携 ○定員調整機能 	<ul style="list-style-type: none"> ○区立保育園の定員縮小や閉園により区全体の保育定員を調整 ○保育定員と保育需要との均衡が図れている間は区立保育園を存続、少子化により閉園を進めた場合も、区として子育て環境の充実を図るため6～7園程度を存続 ○地域によっては保育需要の増加が見込まれる可能性もあり、地域ごとの需要を的確に把握し、適切な定員の確保 ○今後10年間は保育需要は横ばいが見込まれるため、当面の間は区立保育園10園を存続 ○今後10年以内に築60年を迎える園は、必要に応じて建物の長寿命化を図り、建替整備する園は今後の保育需要を踏まえ決定
杉並区	29	2	158	「今後の区立保育園の役割と民営化の方針について～保育のあり方検討部会報告～」(平成29年9月) 「令和7年度以降の区立保育園の民営化について」(令和5年2月議会報告資料)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の保育施設への訪問、助言・相談、保育の情報共有の場の提供 ○保育の継続性の確保、福祉的な支援を要する児童の積極的な受入れ ○区立保育所の役割を支える職員と人材育成の場 ○子ども・子育て支援法に基づく連携園 	<ul style="list-style-type: none"> ○7つの生活圏域を基本に地域や他の保育施設のバランスを図り、令和2年度から令和6年度までに6園を民営化 ○区立保育園が担う保育の質の維持・向上等の役割を地域において確実に展開していくため、当面、民営化せず、区立保育園27園を維持 ○今後の区立保育園のあり方は、現在の民営化終了後、令和8年度に予定している総合計画・実行計画等の改定に合わせて検討 ○区保育室は段階的に廃止に向けて調整、保育需要の高い地域の施設は地域型保育事業への転換や認可保育所の分園化
荒川区	18	6	43	「未来に向けた保育施策のあり方」(令和元年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の未然防止や子育て家庭の支援の強化のために、区立保育園が児童相談所との連携の役割を担い、区立、私立、認可外の連携体制を構築 ○巡回訪問の実施、特別な配慮が必要な子どもへの対応、公開保育・合同研修の充実等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○区内5地域にネットワークの中核となる「拠点園」を設置、拠点園を中心に保育施設を支援・調整する体制 ○拠点園以外の区立保育園は段階的に民営化 ○引き続き、民間活力を活用した私立保育園等の整備、区立保育園の民営化も検討
板橋区	37	1	105	「板橋区立公立保育所のあり方について」(平成29年11月) 「公立保育所の再整備方針」(令和元年7月) 「板橋区保育施策のあり方検討に向けた方向性について」(令和6年2月議会報告資料)	<ul style="list-style-type: none"> ○私立認可保育所だけでは対処しきれない課題への試験的な対応 ○災害時や民間保育施設の撤退等による緊急時の保育需要への対応 ○欠員対策に向けた調整弁 ○組織力を生かした弾力的な運営 ○「地域子育て相談機関」としての役割を果たせる人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後検討・整理する役割に応じて、一部は長寿命化改修・改築を行い、維持 ○地域の保育需要や定員充足状況を勘案し、民営化だけでなく、統合・閉園を含めて検討 ○建築年数等による老朽化、代替地の確保、地域の保育需要等を踏まえ、総合的に民営化対象園の検討を行った結果、令和6～10年度の民営化等準備に着手する保育園を9園選定 ○待機児童ゼロを継続するためには、まちづくりや大規模集合住宅建設等による局地的な需要増等に対して民間保育施設の開設を誘導する等、必要な受け皿を確保していく必要 ○今後保育需要数が減少し、欠員の増加が見込まれることから、需要以上の新規施設整備については慎重に判断 ○保育施策のあり方を令和6～7年度に検討し、検討結果は、次期基本計画等への位置づけを検討
足立区	41	13	113	「足立区待機児童解消アクションプラン(令和3年度版)」(令和4年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ○教育・保育・地域子育て支援の拠点、小規模保育の支援、発達支援時の対応、私立保育園へのノウハウ提供 ○地域のセーフティネット、医療的ケア児の受け入れ、虐待・養育困難家庭等の児童の緊急受け入れ ○保育・園運営や支援・連携のスキルを備えた人材の計画的な育成、地域の保育施設の人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○区立園の役割を踏まえ、保育サービスの充実を図りながら、施設更新と連動して、地域における保育定員数を長期的に適正化 ○定員の空きによる課題解消のため、短・中期的な保育定員の調整策として、地域の需給バランスに基づいて入所抑制 ○令和4～6年度に新規保育施設は整備しない ○私立保育施設の事業撤退を防ぐため、区立保育園での定員調整や私立保育施設への経営支援や利用促進策を実施 ○令和6年度までに私立保育所の経営が安定する水準まで改善しない場合は、区立保育施設の民営化・統廃合等の方針を検討

(各区ホームページに掲載の各計画・方針等を基に作成。用語等は、各計画・方針等の原文まま)

(3) 全国保育協議会「人口減少地域における保育の課題と対応」

① 全国保育協議会

- 全国保育協議会は、公立・民間施設を含めた全国の約21,500か所の認可保育所・認定こども園等を会員とし、保育・子ども家庭福祉の質の向上に取り組む
- 主な活動としては、会報誌や全保協ニュース等による情報提供などの広報活動、研修会の企画・開催による保育関係者の研修活動、保育に関わる調査・研究事業、保育制度や施策について国（行政）等への提言など

② 令和4年6月「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第五次）」

- 全国保育協議会では、平成18年に地域で必要とされる公立保育所になるための公立保育所アクションプランを策定・改定
- 「公立保育所の役割・機能の明確化」「公立保育所の取り組みの具体化・充実」「ネットワーク化・啓発機能」を3つの柱とし、地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践や行政機関のネットワークを活かした関係機関との連携強化などの具体的な取り組みを実施

③ 令和5年1月「人口減少地域における保育課題と対応」

- 人口減少地域における保育課題を整理するとともに、その対応として各園が取り組むこと、国や自治体等に対応を求めることについて検討
- 委員からは、「困難ケースや災害時の受け入れなどのセーフティネット」「行政と直結していることから、さまざまな連携がとりやすい」など公立園の必要性や優位性が示され、地域に公立園は必要との意見が多く出た
- 障害児・病児・病後児保育など職員の加配が必要になる受け皿として私立園での対応は困難な場合もあり、公立・私立の一層の連携（と役割・機能の分化）に取り組むことが必要
- 国の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめにおいても、「公民がお互いに切磋琢磨していくためにも、5割くらいの公立園が必要」「最低中学校区に1園はあるべき」「公立園の職員は経験年数が長いことが多く、上から下への経験を流れに基づいて伝達しやすい」「保育士の人材活用について検討されており、児童相談所等、巡回支援や他部署への人事など就職先が多様化しつつある」等の意見
- 令和6年4月1日施行の改正児童福祉法で、保育所では地域住民に対して保育に関する情報提供が義務化され、妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関としての役割を期待

(4) これまでの豊島区における整理（子どもプラン、基本計画等）

① 平成17年3月「豊島区子どもプラン」

- 多様化し、高度化・複雑化した保育需要や在宅の親の育児不安など新たな子育て支援需要に公私協働で対応するため、区立保育園の一定数を民営化
- 区立保育園の民営化を契機に、公私保育園が相互の保育知識・技術をより緊密に交換し合うことにより、区の保育水準全体のレベルアップ

② 平成18年3月「豊島区基本計画」

- 保護者の就労形態の変化により、保育時間の延長や休日保育の実施等、保育需要は多様化し、就労していない保護者からの保育ニーズも生じている
- こうした保育需要に対応するため、区立保育園の民営化等により保育施策の再編を進め、公私保育園の連携を強化し、多様な保育サービスを展開
- 公私保育園の役割分担を明確にしつつ、区立保育園の28園のうち、当面約10年間で現在の半数程度について民営化を進め、公私協働による保育施策を推進し、保育水準の維持・充実を図る（28園中8園民営化）

③ 平成22年3月「豊島区子どもプラン」（①の後期プラン）

- 公私保育園の協働により保育サービスの量的拡充と質の向上に取り組み、保育基盤の強化を進めることで急増する保育所待機児童の解消を図る

④ 平成23年3月「豊島区基本計画」（②の後期計画）

- 公私保育園の役割分担を明確にしつつ、区立保育園28園のうち、当面約10年間で現在の半数程度を民営化

⑤ 平成26年6月「区立保育所民営化の実施結果について」

- 保育需要の多様化に対応して施策を効果的に展開していくためには、行政のみで対応するのではなく、民間部門と協働し、保育施策における公民の役割分担のなかで機敏な施策実施が求められる
- 経済環境が悪化するなか、多様化し増加する行政需要に対応していくため、区のサービス水準を身の丈にあったものとするとともに、民間活力を活用した行政のスリム化を図る必要

⑥ 令和元年10月「区立保育園の民営化について」（子ども文教委員会報告）

- 地域バランスを考慮して配置された区立保育園は、地域の保育施設の核となり、既に実施している小規模保育との連携に加え、私立保育園とのネットワークも構築していく
- 今後、区立保育園が中心となり、合同での行事や研修等、地域ごとに具体的な取り組みを検討
- 区立保育園が担う福祉救援センターの機能強化や応急保育の態勢など、防災面での連携強化も検討

4 今後の区立保育園のあり方

(1) 児童福祉法による位置づけ

- 児童福祉法第24条において、区市町村は保育を必要とする子どもを保育所において保育しなければならないと規定
- 区は、令和5年2月に児童相談所設置市への移行に伴い、東京都より児童福祉法に基づく認可保育所の設置認可や指導検査の権限が移管

(2) 区立保育園の役割

① 保育所保育指針に基づく模範となる保育の実践

- 保育所保育指針や「豊島区保育の質ガイドライン」等に基づく模範となる保育の実践
- これまでに区立保育園における保育実践を通じて得られた区立保育士の経験を反映した保育の継続と情報の発信

② 全ての子育て家庭に対する支援

- 子ども家庭支援センターや児童発達支援センターなどと連携し、私立保育園等では対応が困難な障害児や医療的ケア児、外国籍の児童など特別な配慮が必要な子どもの受け入れと家庭の支援
- 児童虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に向けて、要支援家庭の見守りや支援、子ども家庭支援センターや児童相談所などにつなぐ役割
- 保育の専門性を生かして、保育園などを利用していない地域の在宅子育て家庭の支援
- 国・東京都の子育て施策や保護者の保育ニーズの変化など、新たに求められる保育内容や子育て支援などへの先駆的な対応
- 区立保育士の経験や保護者ニーズなどを反映した子育て施策や事業の実施

③ 区全体の保育の質向上

- 幅広い経験を持った区立保育士によって、これまで蓄積してきた保育に係る知識や技術、子どもへの指導や援助などを私立保育園等に発信していく保育の基点（ハブ）
- 私立保育園等での障害児や医療的ケア児、外国籍の児童、要支援家庭など特別な配慮が必要な子どもの受け入れと保護者支援、在宅子育て家庭支援の取り組みを拡大するため、区立保育園の経験やノウハウを発信
- 区立保育園を中心にして、私立保育園等の子ども・職員との交流、研修の実施、巡回相談など地域の保育施設との連携、地域とのつながりの強化
- 日々の保育における子どもの生活や遊びを通じて、小学校以降の学びの芽生えを培う幼児教育の充実
- 区立小学校を中心とした保幼小連携による小学校への円滑な接続に向けた取組の実施

④ 児童福祉分野の人材育成

- 区立保育園は、子どもの保育だけではなく、保護者の支援や関係機関との連携など、区立保育士の経験や求められる基本的な知識や技術を身に付ける場所
- 区立保育園での経験を土台にして、子ども家庭支援センターや児童発達支援センターでの相談・支援、児童相談所の一時保護所、私立保育園等の巡回指導と指導検査など、専門性を生かしたキャリア形成によって児童福祉を担う人材を育成
- 区立保育園の実践で様々な経験を積むことにより得られる困難事例などへの対応力の向上

⑤ 災害時・緊急時における保育の確保

- 区立保育園は、通常保育の早期再開をめざしつつ、災害時の復旧・復興に関わる保護者の応急保育や乳幼児等を受け入れる福祉救援センターの役割
- 災害発生時に備えて、平常時からの私立保育園等や地域との連携、情報共有の取り組み
- 私立保育園や地域型保育事業等の急な閉園などに伴う子どもの緊急受け入れ

⑥ 保育定員の調整（待機児童対策）

- 大規模マンション対策やまちづくりの進展などを除き、当面の間、新たな私立保育園等を整備しない中、待機児童ゼロを維持し、地域の保育需要の変化に対応するための定員調整の機能

(3) 区立保育士の人材育成

① キャリア形成

- 保育所保育指針では、保育士のキャリア形成として、保育所内外の研修等を通じ、職務内容の専門性を高めるため、必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めることが求められている
- 子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、児童相談所、巡回指導、指導検査など保育士を必要とする様々な職場を経験できる環境は、区立保育士ならではの大きな強みと魅力
- 研修内容の充実や私立保育園等との日常的な保育の学び合い、合同研修の開催や参加などに必要な時間確保の配慮

② 今後の区立保育士の育成・確保

- 人事異動のローテーションに保育士を必要とする職場を組み込むなど、中長期的な視点に立ち、児童福祉を担う人材を計画的に育成・確保するための全庁的な仕組みづくり

- 区立保育園は、20～60代までの若手やベテランの保育士が揃っているが、一部の年齢層で人数が少ないことから、保育士が求められる職場での人材不足への対応
- 多様な経験ができる区立保育士の魅力を広く発信し、将来の区立保育園や児童福祉を担う人材の安定的な確保

(4) 区立保育園の施設整備及び配置の考え方

① 今後の区立保育園の役割

- 区立保育園が今後求められる役割を担うために必要な施設整備及び配置の検討
 - (ア) 保育所保育指針に基づく模範となる保育の提供
 - (イ) 全ての子育て家庭に対する支援
 - (ウ) 区全体の保育の質向上
 - (エ) 児童福祉分野の人材育成
 - (オ) 災害時・緊急時における保育の確保
 - (カ) 保育定員の調整（待機児童対策）

② 人口動態、保育需要などの動向

- 豊島区基本計画の人口推計では、今後5年間の年少人口（0～14歳）は緩やかな減少が続く
- 大規模マンションの竣工やまちづくりの進展による局地的な保育需要の増加への対応
- 当面の間は、0～5歳人口や保育需要の動向、地域の保育定員の確保状況、私立保育園等の運営状況など、毎年度、確認しながら必要な対策を実施
- 0～5歳人口や保育需要などの動向の方向性が一定程度見通せる段階において中長期的な方針を検討

③ 国・東京都の子育て支援の動向、新たな保育ニーズへの対応

- 子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、児童相談所、保健所など地域の子育て支援・相談施設との連携を含めた検討
- 今後も必要な保育定員の確保に向けた取り組みを継続

④ 建物の老朽化の対応と計画的な施設更新

- 区立保育園の老朽化や改築・大規模改修の状況を踏まえ、計画的な施設更新にあたっての基準等の検討
- 保育需要やニーズの変化、地域の子育て支援の基点としての役割に対応した区立保育園の施設整備方針の策定
- 私立保育園等の急な閉園などに伴う子どもの緊急受け入れ、災害時の防災機能の強化

⑤ 地域における配置バランス

- 0～5歳人口や保育需要だけではなく、地域の子育て支援の基点としての役割、地域の保育施設間の連携や保幼小の連携、災害時・緊急時における保育の確保なども含めて小学校区を基本に配置を検討
- 現在の配置状況を踏まえ、就学前児童数700～1,000名程度を目安にして、概ね1～2小学校区域に区立保育園1園を配置
- 区立保育園1園に対する私立保育園等の施設数、地域での園庭のある私立保育園等の数、区立保育園の地域的な偏りやバランス、地域の特性の考慮
- 今後の役割を踏まえ、区立保育園の中で拠点園や指定園を設けるなどの役割分担を検討しながら、私立保育園等と連携した保育の実施

5 参考資料

(1)「今後の保育施設運営に関するアンケート」の実施結果（抜粋）

① 概要

(ア) 目的

今後の本区の保育政策検討の資料とするため

(イ) 方法

調査票によるメールでの回答を依頼

(ウ) 実施期間

令和5年6月7日～令和5年6月16日

(エ) 実施状況

下記表の通り

施設種別	対象園数	回答数	回答率
公設公営認可保育所（公立）	16園	16園	100%
私立認可保育所（私立）	75園	71園	95%
公設民営認可保育所（公設民営）	2園	2園	100%
小規模保育事業（小規模）	19園	16園	84%
家庭的保育事業（家庭的）	2園	2園	100%
居宅訪問型保育事業（居宅訪問型）	4園	3園	75%
認証保育所（認証）	5園	4園	80%
合計	123園	114園	93%

② 調査結果集計

(ア) 保育施設の定員のあり方

Q1-1 (全施設が回答)

定員（認可定員）に対して、6月1日現在空きは発生していますか

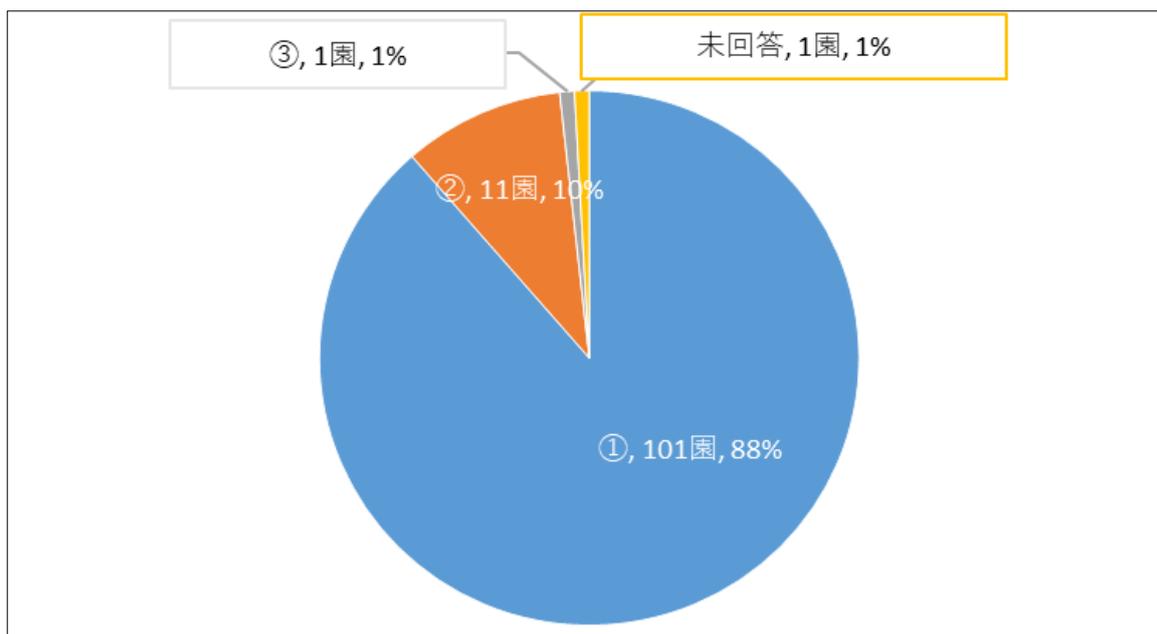
【①空きが発生している、②空きは発生していない、③定員（認可定員）設定なし から1つ選択】

4月から2ヶ月が経過した令和5年6月1日時点でも、9割近くの施設で空きが出ている状況にある。なお、4月1日時点での在籍クラス別状況（居宅訪問型・認証・千早さくらそうを除く）は下記表のとおり。

(人)

		公立	私立	地域型	合計
0歳	定員	195	453	43	691
	在籍(4月)	111	306	12	429
	在籍(6月)	120	329	16	465
1歳	定員	281	872	96	1,249
	在籍(4月)	278	809	62	1,149
	在籍(6月)	281	821	72	1,174
2歳	定員	321	943	96	1,360
	在籍(4月)	303	840	79	1,222
	在籍(6月)	307	854	78	1,239
3歳	定員	325	927	0	1,252
	在籍(4月)	336	822	0	1,158
	在籍(6月)	338	817	0	1,155
4・5歳	定員	745	1,775	0	2,520
	在籍(4月)	687	1,555	0	2,242
	在籍(6月)	689	1,560	0	2,249
合計	定員	1,867	4,970	235	7,072
	在籍(4月)	1,715	4,332	153	6,200
	在籍(6月)	1,735	4,381	166	6,282
	欠員	132	589	69	790

※定員数は令和5年6月時点

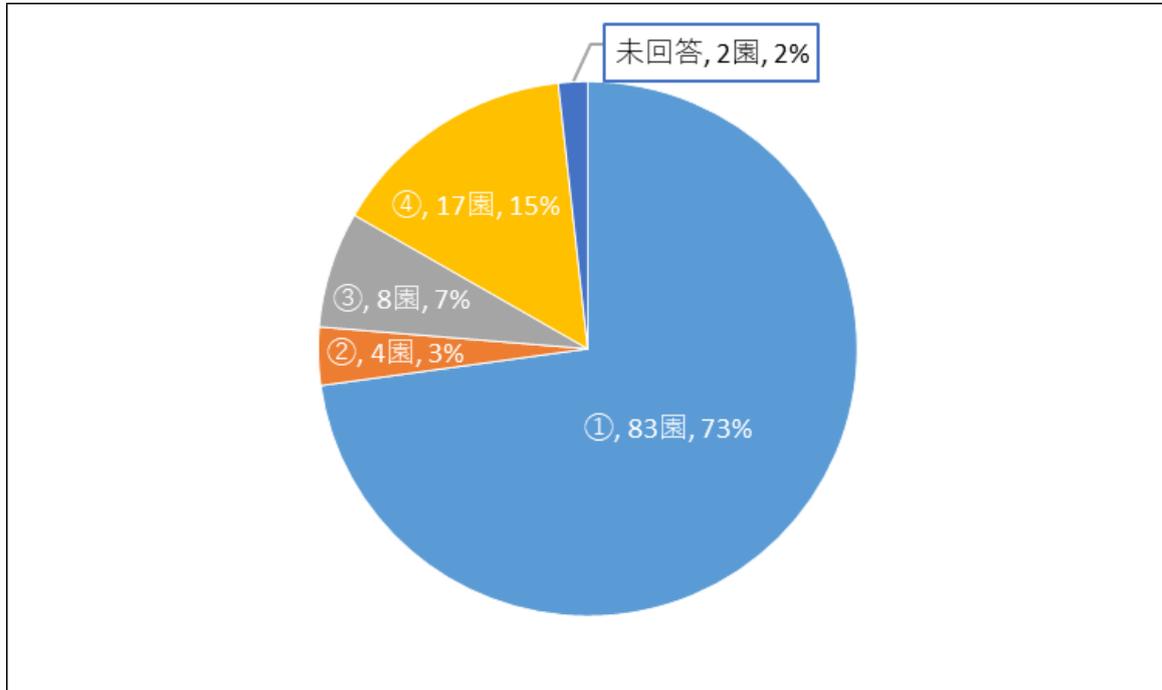


Q 1 - 3 (全施設が回答)

今後の定員（認可定員）設定の方向性について教えてください

【①現状維持、②全年齢の定員（認可定員）拡大、③全年齢の定員（認可定員）縮小、④その他 から1つ選択】

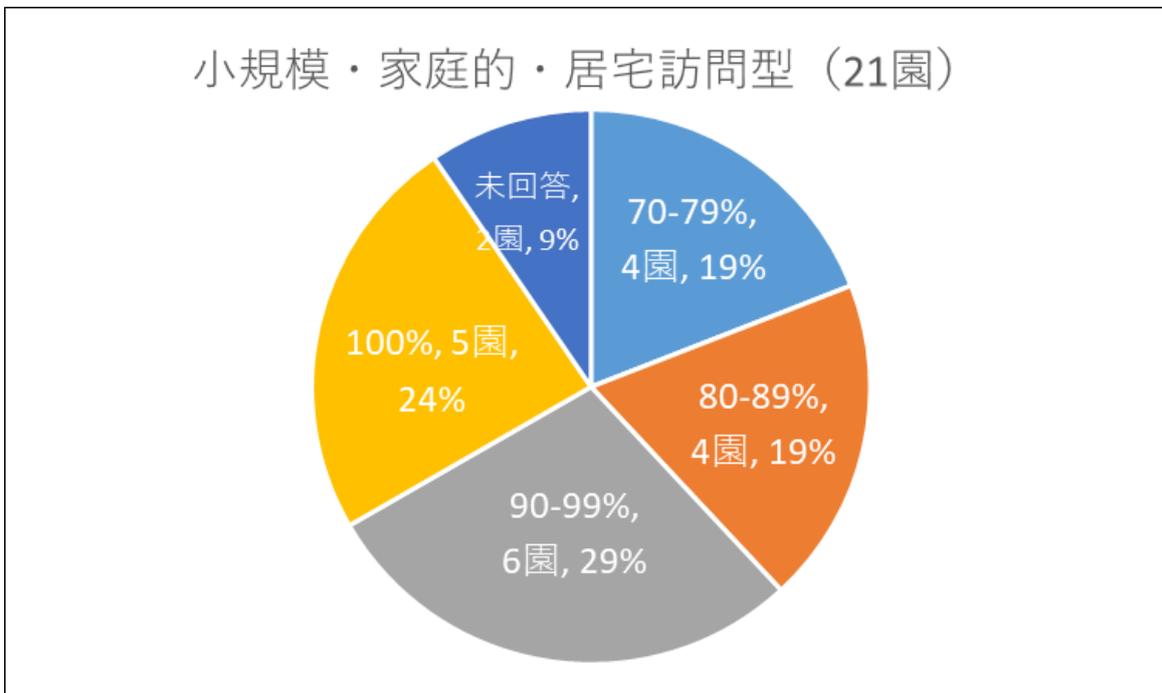
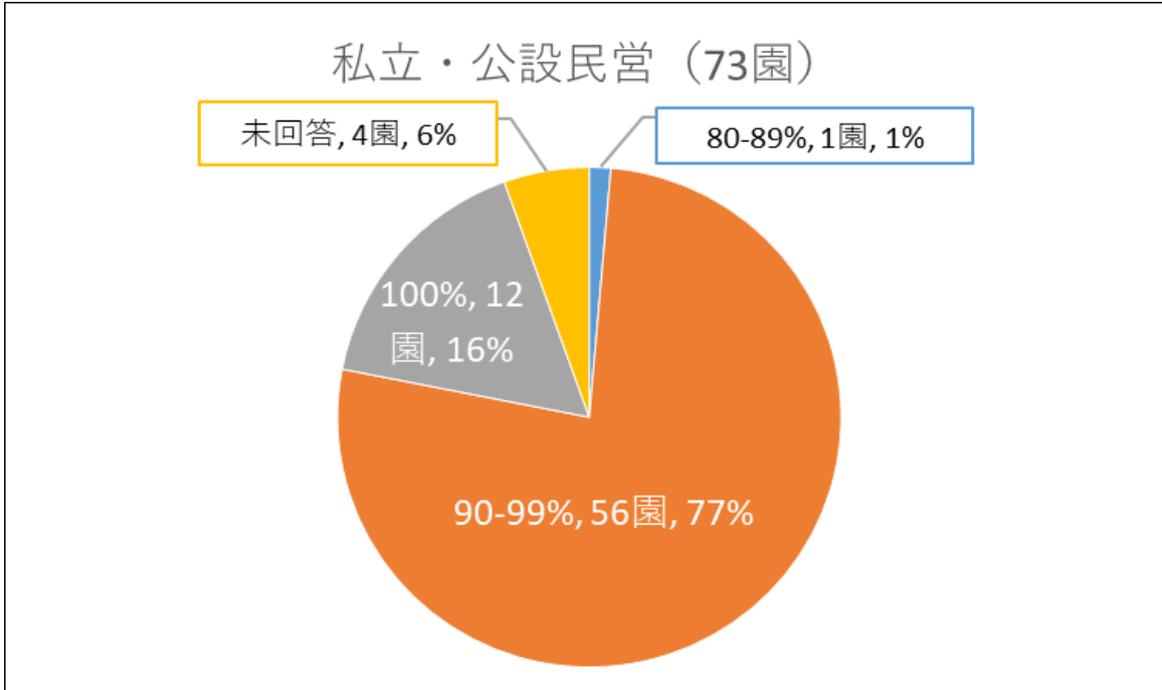
空き定員は発生しているが、定員設定は「現状維持」の意向が7割を占めている。



Q1-4 (全施設が回答)

運営を継続していくために必要と考える最低入所率【在園児数/定員(認可定員)】は何%程度ですか

最大100%~最低50%。平均は90.8%となった。90%以上は必要と考える園が8割以上となった。



Q 1 - 6 (全施設が回答)

定員(認可定員)に対して空きが生じていることでのデメリットはどのように捉えていますか

【①補助金等減少による経済収支の悪化、②保育士のスキル向上機会の減少、③保育士の保育機会減少によるモチベーションの低下、④その他 から選択(複数選択可)】

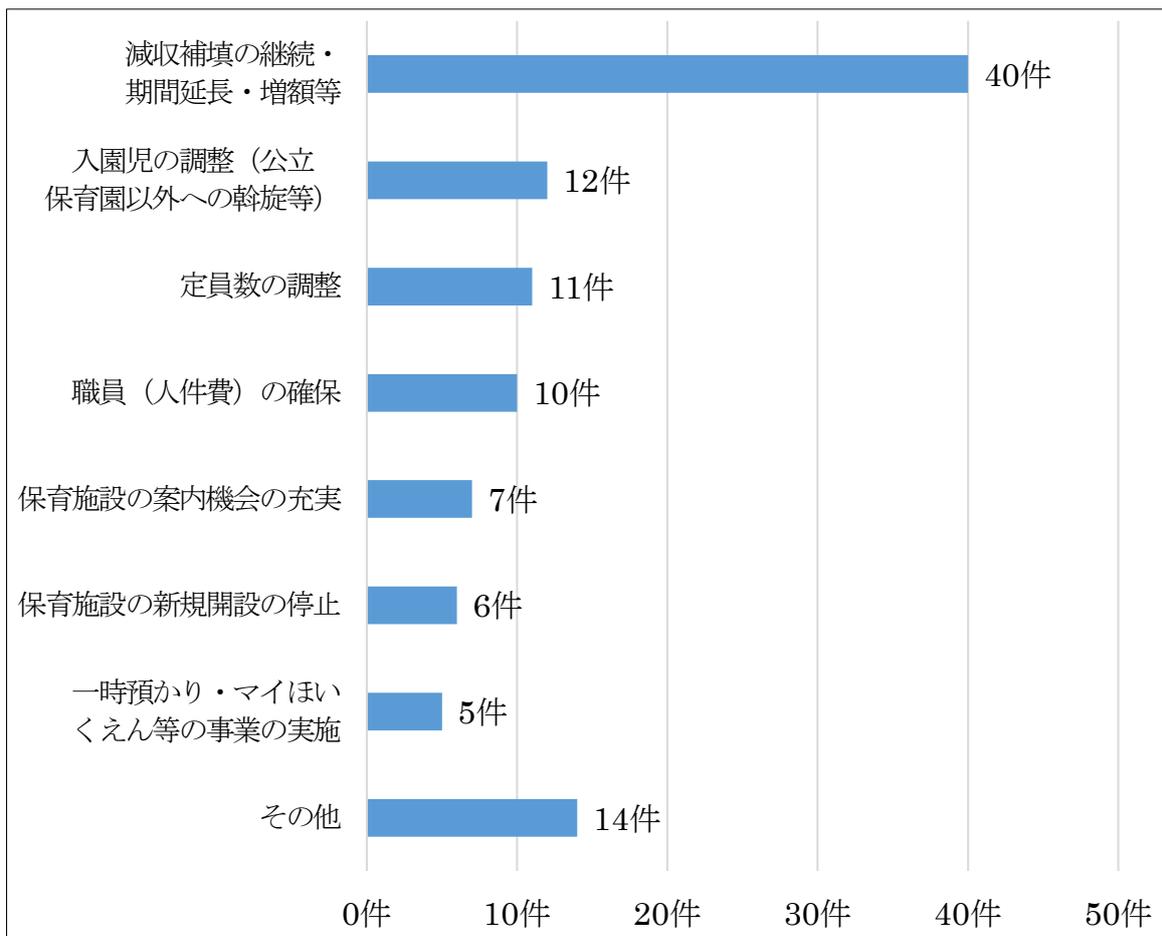
収支面に加えて、保育の質に直結する課題への関心が高い。質の確保のための取り組みと合わせた定員のあり方を考えていく必要がある。

①	②	③	④
102園	72園	81園	19園

Q 1 - 7 (全施設が回答してください)

定員(認可定員)に対して空きが生じていることで、区に対して実施を要望する施策があれば教えてください

減収補填だけではなく、定員の調整や保育施設の特色等を活かした周知・案内方法など、保育施設による取り組みも必要。



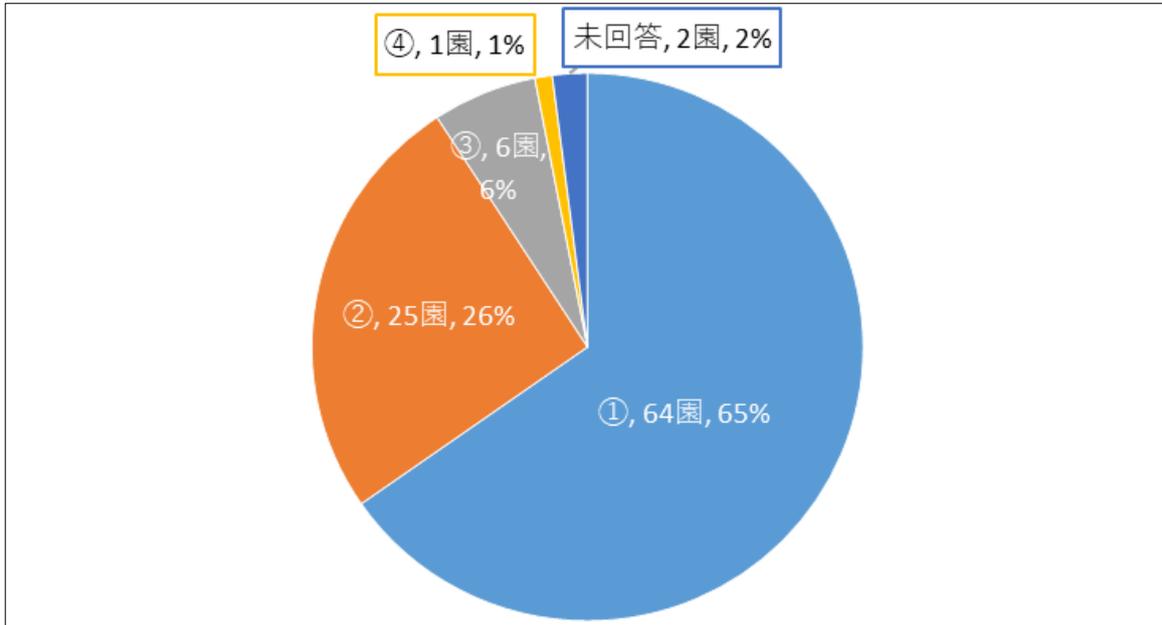
(イ) 保育の質の確保・向上

Q 2 - 3 (私立・公設民営・小規模・家庭的・居宅訪問型・認証が回答)

保育士確保について、現在の状況を教えてください

【①非常に難しい、②難しい、③易しい、④非常に易しい から1つ選択】

9割以上の施設で「難しい」と回答しており、この状況が続いていくと今後の施設運営に大きな影響が生じることが想定される。

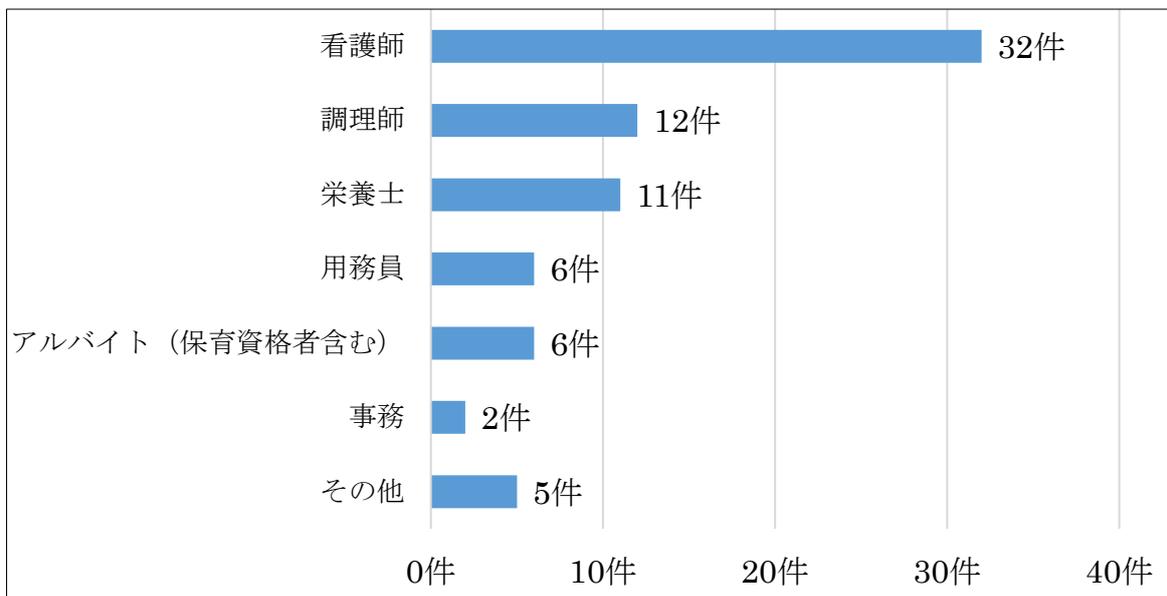


Q 2 - 3 - 1 (私立・公設民営・小規模・家庭的・居宅訪問型・認証が回答)

保育士以外の人材について、確保が難しい職種等があれば教えてください

最も確保が難しい職種は看護師。障害児や医療的ケア児、特別な配慮や支援を必要とする子どもの受け入れにあたっての課題のひとつと考えられる。

【53園回答(複数回答含む)】



Q 2 - 7 (全施設が回答)

現在、上乗せ徴収をせずに行っている独自の付加的保育（保育プログラム）はありますか

【①体育（運動）、②リトミック、③語学、④造形（美術）、⑤その他、⑥なし から選択（複数選択可）】

独自の付加的保育プログラムを「実施していない」と回答した施設は44園となっている。70園では独自の保育プログラムを実施している。

①	②	③	④	⑤	⑥
38園	26園	35園	9園	38園	44園

Q 2 - 7 - 1 (Q 2 - 7 で⑤を選択した場合は回答)

具体的に教えてください

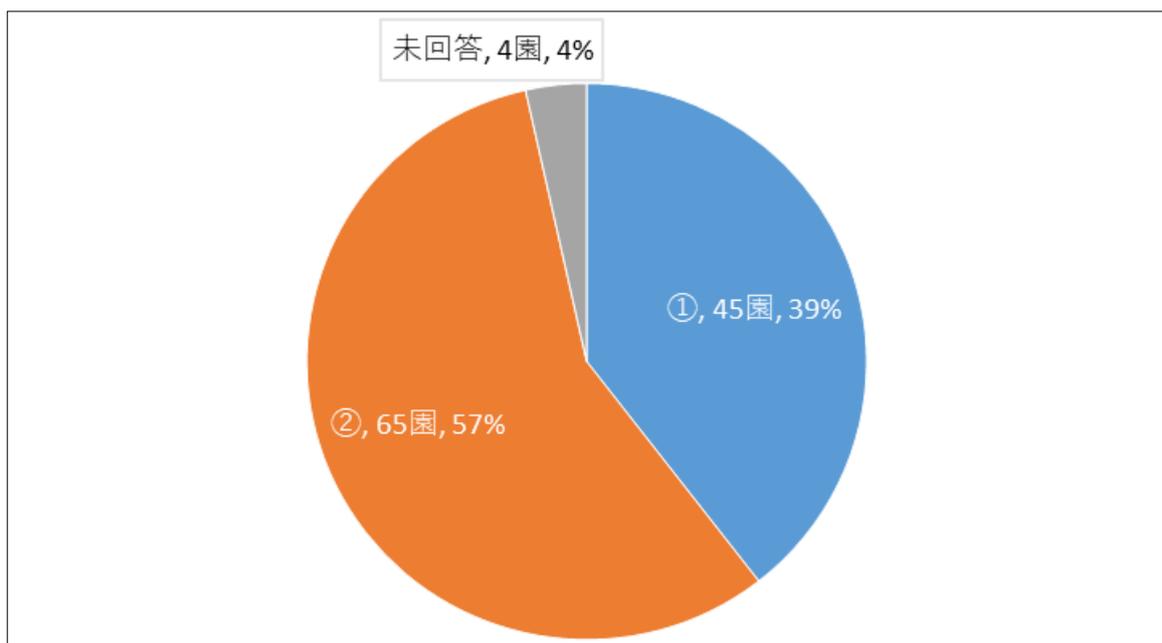
素話・パネルシアター・ダンス・ひらがな・プログラミング・IQパズル・異文化交流・音楽・手話・自然体験・ヨガ・科学・読み聞かせ・ピラティス・紙芝居・習字等

Q 2 - 8 (全施設が回答)

現在、区では付加的保育（保育プログラム）の上乗せ徴収を認めていませんが、仮に今後付加的保育の上乗せ徴収が認められた場合、独自の付加的保育の実施を希望しますか

【①実施を希望する、②実施を希望しない から1つ選択】

現時点では、約6割は「実施を希望しない」という結果になった。



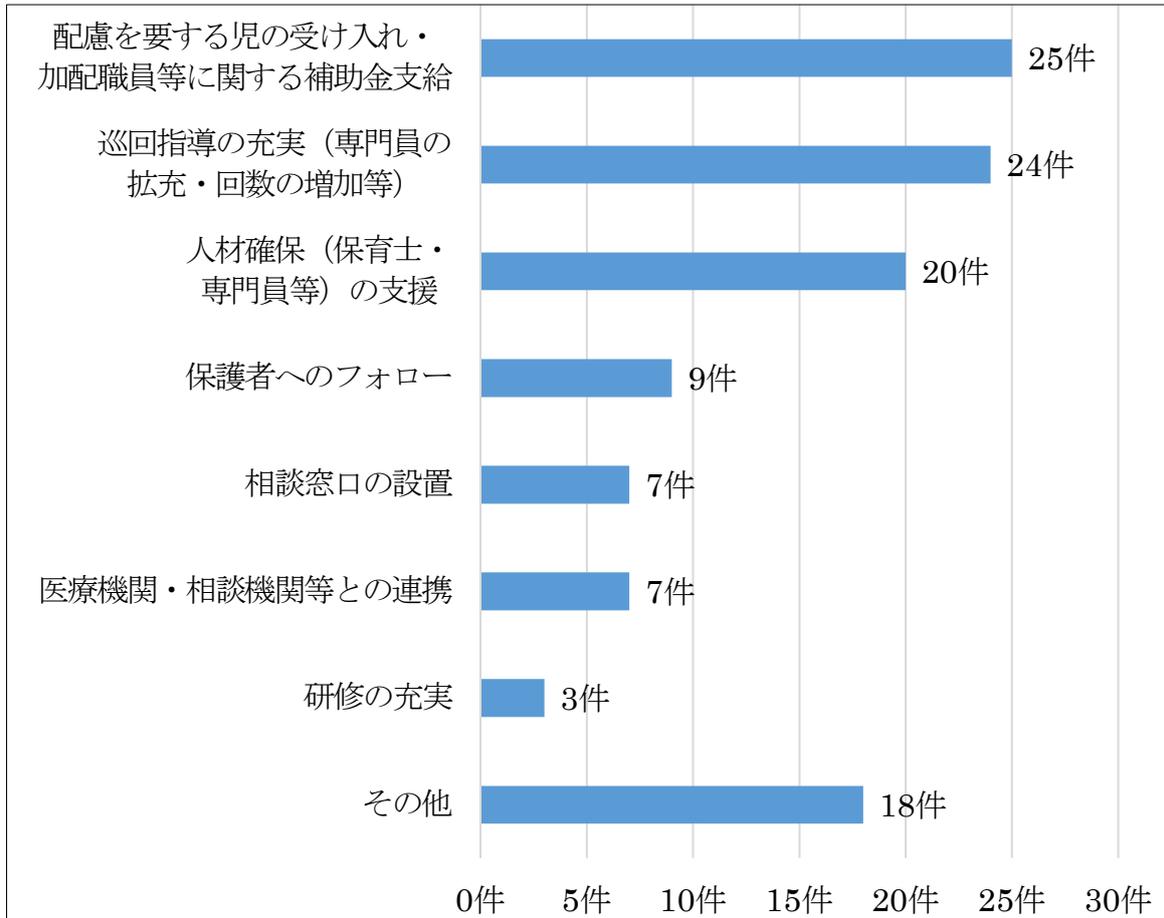
Q 2 - 9 (全施設が回答)

特別な支援(配慮)を要する児に対して、区に実施してほしい新たな施策はありますか

配慮を要する児を受け入れるにあたり、人員・費用を求める声が多い。

また、巡回指導の充実や相談できる場所の設置など、保育施設だけでは対応が困難な際の支援が求める施策が求められている。

【39園回答(複数回答含む)】

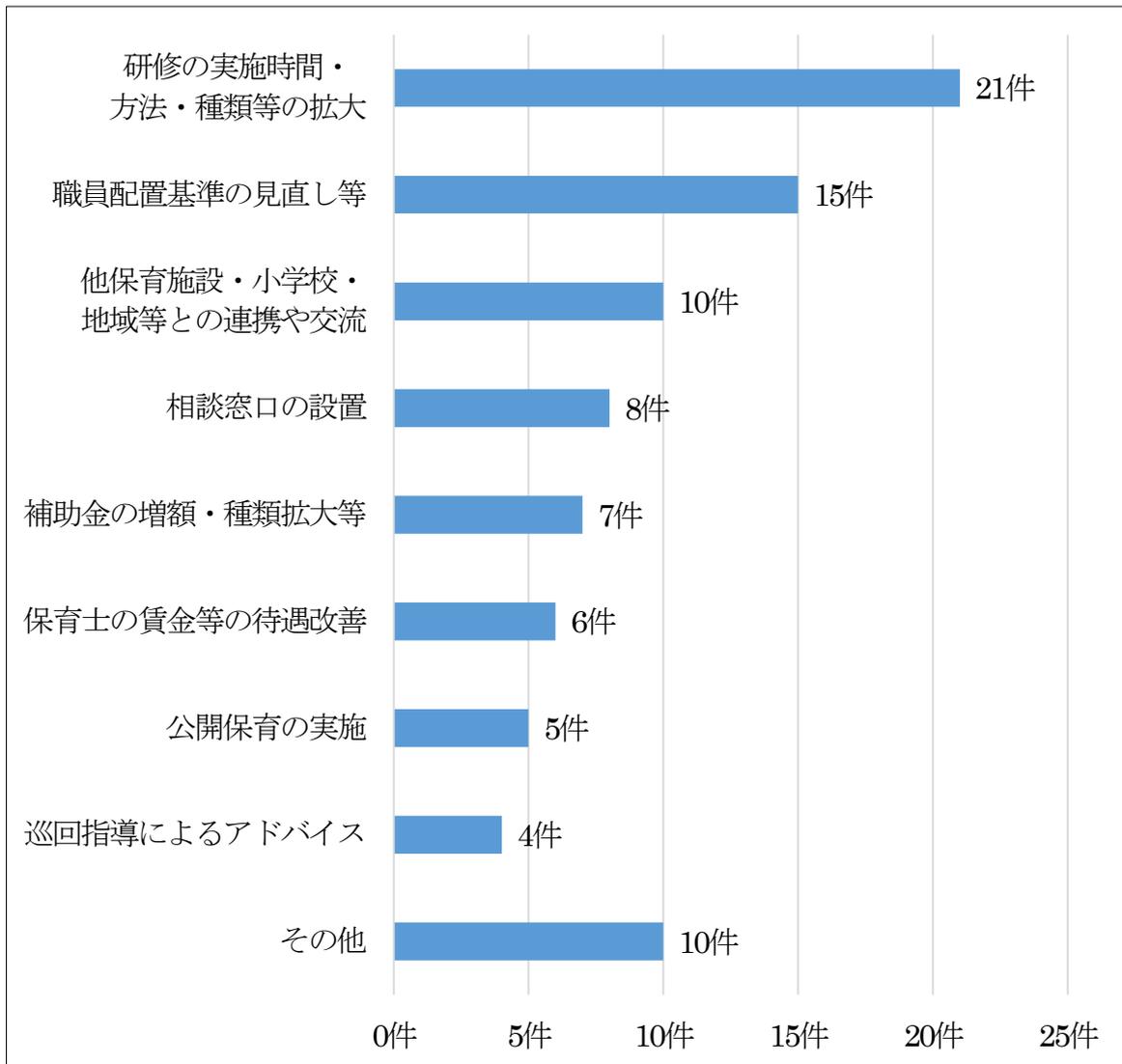


Q2-10 (全施設が回答)

保育の質の向上の観点から、実施してほしい施策等ありましたら、自由に記載してください

保育士のスキルアップや待遇に係る課題に加え、保育施設・他施設との連携を通じて質の向上に取り組む考えが多い。様々なアプローチを通じて、保育の質の向上につなげていく必要がある。

【80園回答(複数回答含む)】



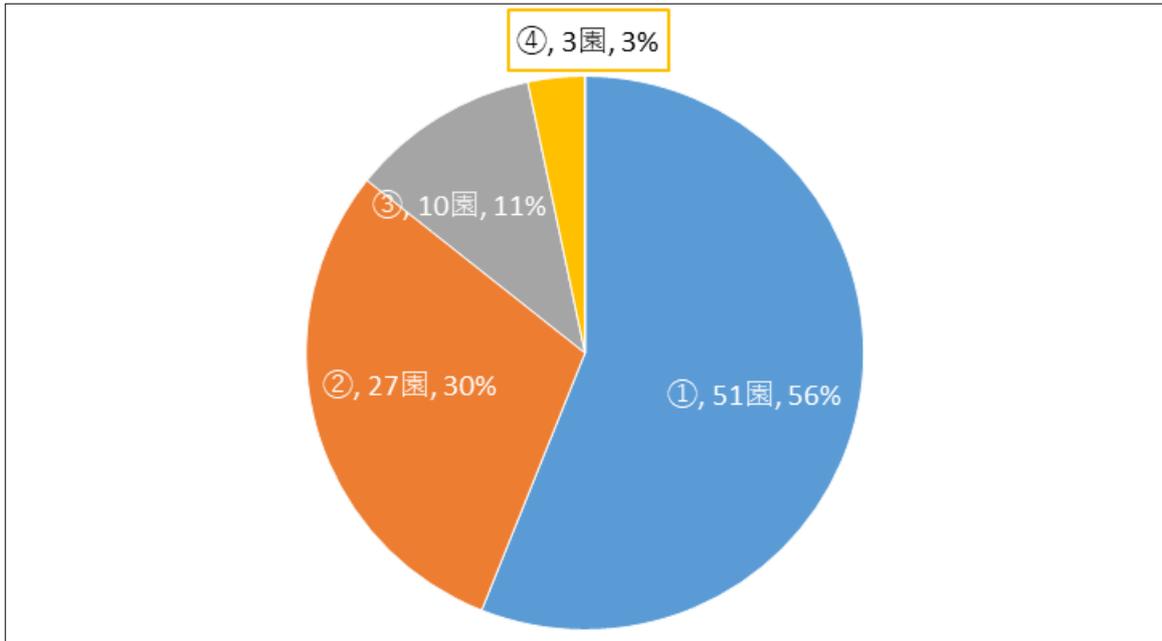
(ウ) 保育施設間の連携

Q 3 - 1 (私立・公設民営・小規模・家庭的が回答)

公立園との連携について、必要性を感じますか

【①感じる、②どちらかといえば感じる、③どちらかといえば感じない、④感じない から1つ選択】

公立園との連携の必要性を「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した施設は、約9割にあたる78園であった。

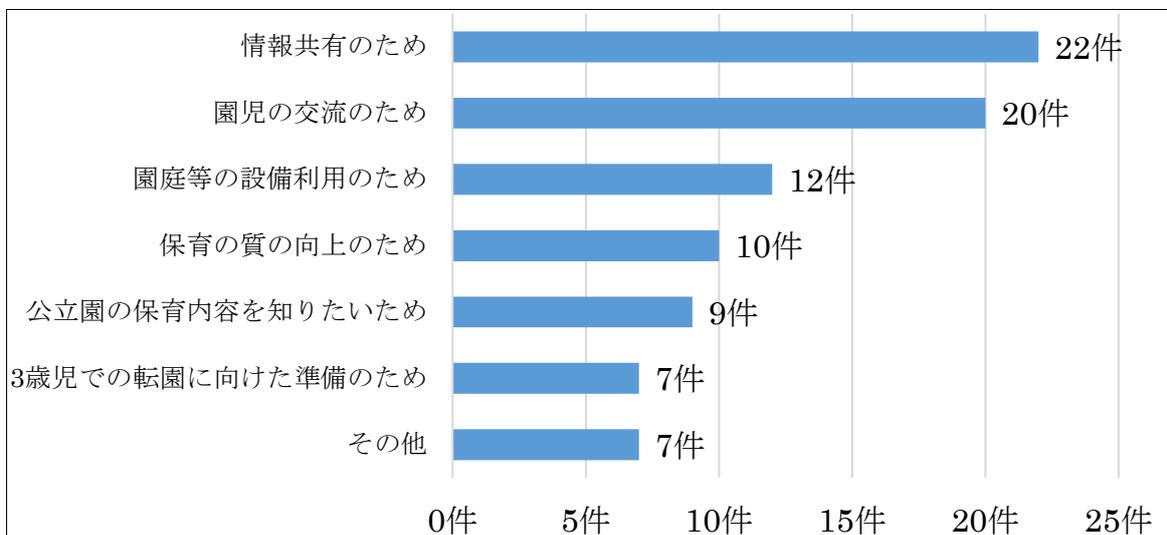


Q 3 - 1 - 1 (私立・公設民営・小規模・家庭的が回答)

①～④の選択肢を選んだ理由を教えてください

保育に関する情報共有や公立園での取組状況を知りたい、園児との交流のためが多くなっている。

【75園回答(複数回答含む) ※Q 3 - 1で①・②を選択した園の回答】

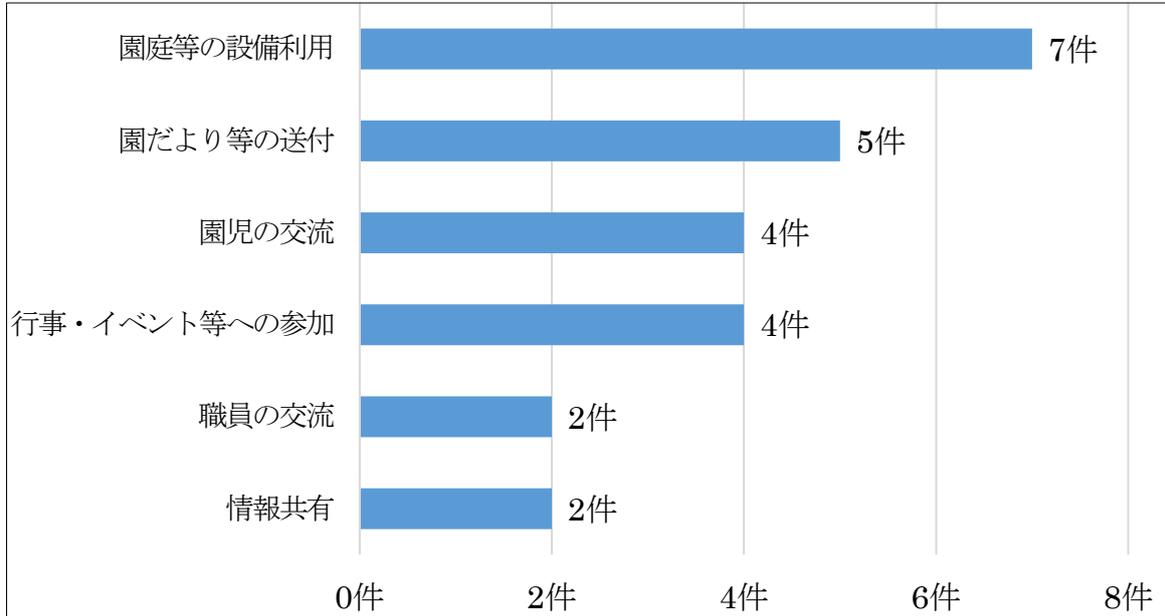


Q 3 - 2 (公立のみ回答)

他の保育施設との連携について、どのような取り組みをしていますか

園庭の無い保育施設が多いことを念頭に、公立園の設備利用を進めていく取り組みが多い。

【16園回答(複数回答含む)】

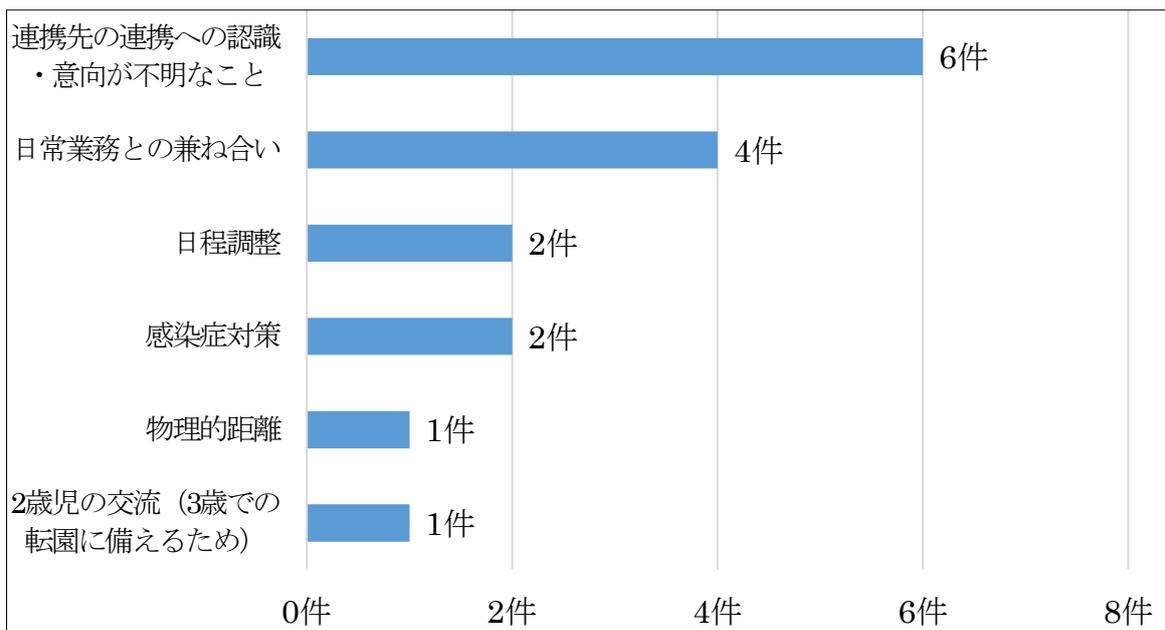


Q 3 - 3 (公立のみ回答)

他の保育施設との連携について、課題に感じていることはありますか

他の保育施設との連携にあたって、区立保育園として求められる役割や連携業務の負担が課題となっている。

【14園回答(複数回答含む)】

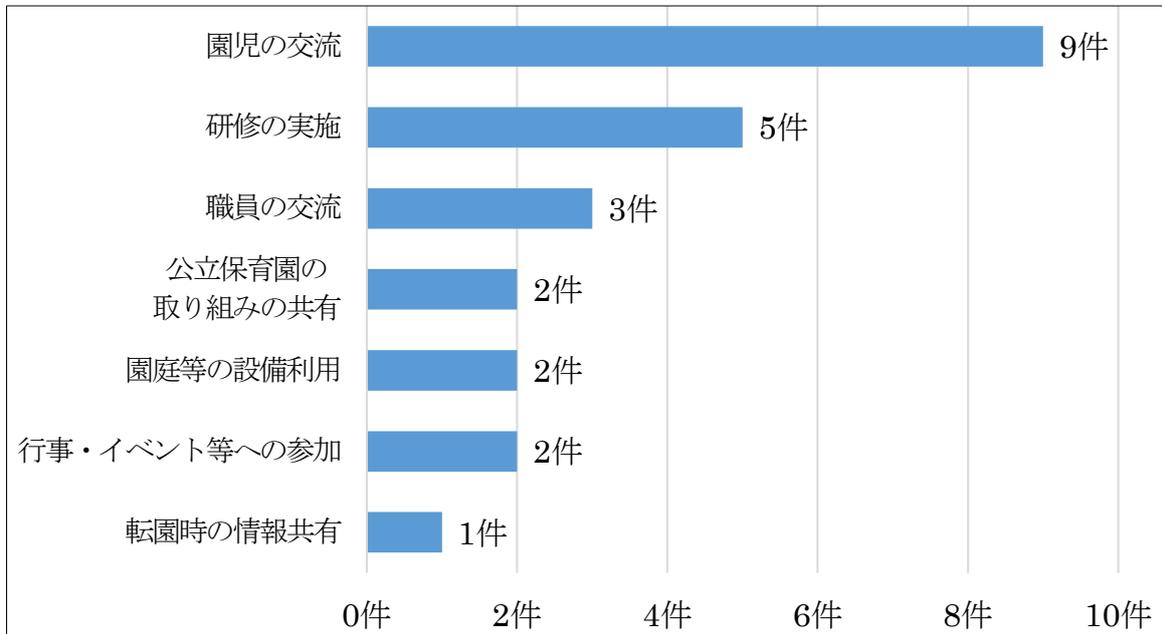


Q 3 - 4 (公立のみ回答)

他の保育施設との連携について、これから進める予定のことがあれば教えてください

園児・職員の交流を進める予定が多く見られた。

【15園回答(複数回答含む)】

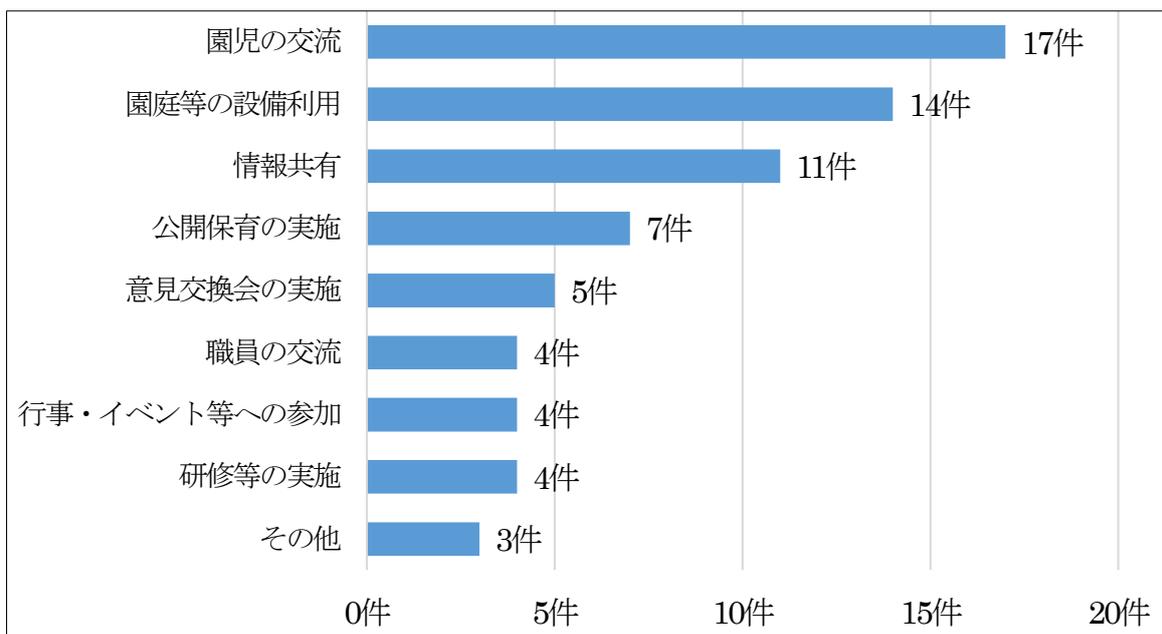


Q 3 - 5 (私立・公設民営が回答)

公立園との連携について、公立園に求めることがあれば教えてください

園児同士の交流のほか、公立園の施設・設備の利用や保育について知りたいという意見が多く挙がった。

【52園回答(複数回答含む)】



(2) 豊島区子ども・子育て会議専門委員会

① 豊島区子ども・子育て会議条例

平成25年7月8日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(令5条例10・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、区長の諮問に応じ、法第72条第1項各号に規定する事務を処理するものとする。

(令5条例10・一部改正)

(組織)

第3条 子育て会議は、区長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

4 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第7条 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子ども家庭部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊島区条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年3月22日条例第10号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

② 豊島区子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年7月23日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊島区子ども・子育て会議条例(平成25年豊島区条例第29号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、豊島区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員)

第2条 条例第8条第2項に規定する専門委員は、3人以内とする。

(意見聴取等)

第3条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

③ 子ども・子育て会議専門委員会の委員構成

	職名	氏名	所属
1	専門委員	島田 由紀子◎	國學院大學教授
2	専門委員	五十嵐 元子○	白梅学園大学准教授
3	専門委員	齋藤 玲子	みのり保育園園長
4	外部委員	箕輪 潤子	武蔵野大学教授
5	外部委員	善本 眞弓	東京成徳大学教授
6	外部委員	堀 科	東京家政大学准教授
7	区職員	山野邊 暢	政策経営部長
8	区職員	活田 啓文	子ども家庭部長
9	区職員	兒玉 辰哉	教育部長

◎委員長、○副委員長

※各委員の肩書は令和6年4月1日時点

④ 子ども・子育て会議専門委員会の開催状況

事前検討会：令和6年5月2日（木）

- (1) 「今後の区立保育園のあり方に関する検討」について
- (2) 区立保育園のあり方に関する検討に向けた現状と課題の整理
- (3) 令和6年度の保育需要の動向について

第1回：令和6年6月11日（火）

- (1) 今後の区立保育園に求められる役割
- (2) 区立保育士の人材育成

第2回：令和6年7月11日（木）

- (1) 区立保育園の配置の考え方
- (2) 中間取りまとめ

第3回：令和6年8月1日（木）

- (1) 中間取りまとめ

第4回：令和7年2月6日（木）

- (1) 今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書

⑤ 子ども・子育て会議専門委員会の主な意見

(ア) 今後の区立保育園に求められる役割

【役割】

- 幅広い保育経験を持つ区立保育士が勤務し、今まで区立保育園において蓄積されてきた保育文化を新しい保育園に伝承する保育の基点（ハブ）的な役割
- 特別な配慮が必要な子どもたちを受け入れるだけでなく、その保護者支援も含めて、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、児童相談所との連携、子育て支援の全体で考えることが必要
- 近年は災害が多く発生しており、災害時の役割も今まで以上に考えておくことが必要
- 一つの区立保育園で対応していくには、担う役割があまりにも多岐にわたり、区立保育士への負担が心配されるため、指定園や拠点園を指定し、特定の園が中心となって私立保育園と協力していくことにより、保育士の働きやすさ、やりがい確保していくことも大事

【障害児や医療的ケア児、要支援家庭などの受け入れ・保護者支援】

- 特別な配慮を必要とする子どもの受け入れにおいても、中心的な役割を果たし、区立保育園の取り組みを私立保育園に発信
- 特別な配慮が必要な子どもの保護者の中には、保護者自身に障害がある場合や厳しい子育ての状況を訴えられずにいることもあるので、区立保育園と児童相談所などが連携した保護者支援が必要
- 区立保育園が医療的ケア児を受け入れていることから、その家族のネットワークともつながりながら、災害時対応などの情報を提供していくことも重要
- 保育士資格を持った外国にルーツのある人材を採用している自治体もあり、区立保育園において実現できれば、外国にルーツのある子どもや保護者の支援、相互理解が進む

【地域の保育施設間の連携】

- 私立保育園は若い保育士が多く、配慮が必要な子どもの支援等で保育に悩みを抱えていることが見られるが、区立保育士の様々な知識や経験を活かし、区立保育園が中心となって、互いに話し合い、研究し合う関係性を構築する
- 子どもと接する時間だけでなく、保育施設が連携し、保育士同士が保育を考え、話し合うための時間や人員配置の確保が課題
- 私立保育園によっては連携に対して積極的ではない場合があるが、区立保育園には地域の園の様々な意見をまとめてくれるハブとしての役割が期待されており、地域のみならず区全体の保育の質を高めていくことにつ

ながる

- 幼稚園が小学校との連携に取り組んでいるので、区立保育園も小学校とのつながりの架け橋としての役割、区立保育園と区立幼稚園のつながりの検討も必要

【人材育成】

- 区立保育士は、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、児童相談所など様々な部署に異動して身に付けた経験やスキルを生かしていくかが大事
- 様々な部署に異動できることは、区立保育士の大きな魅力の一つであるが、その魅力を保育士志望の学生にどこまでアピールできているか
- 各区立保育園の課題に対して、区（保育課）がどこまで後方支援できるかということもあわせて検討してほしい
- 私立保育園の中には、研修時間の確保が難しいとする課題があるが、近隣の区立保育園に気軽に聞きに行けるような関係が構築できれば、互いに高め合うことで、ひいては区全体の保育の質が向上する



(イ) 今後の区立保育園の配置・施設整備

【今後の保育需要】

- これからも保育園のニーズは一定数見込めるが、少子化が進み、今後も0歳児の保育需要は減少傾向・横ばいで続いていくと考えた場合、現在の保育施設の活用が課題
- 将来の人口や保育需要の予測は必要で、保育定員と保育需要の均衡が取れていれば、現在の保育施設は維持されていくが、やはり少子化は進むため、定員の見直しや削減は必要
- 区立保育園の地域的な偏りや、今後も人口増加が見込めない地域などの状況を鑑みながら、現在の区立保育園を基点として、在宅子育て支援や医療的ケア児等の対応を検討
- 一人一人の子どもを尊重するという考え方があり、保護者が子どもの姿や、各家庭の状況に応じた保育観、教育観に合った保育園を選ぶことができるようにするため、徒歩や自転車で通える範囲に区立保育園があり、選択できる状況が確保されることが望ましい

【区立保育園の配置】

- 一つの区立保育園に対する私立保育園数の違いや園庭のある保育園数、地域の状況や求められることなども考慮し、区立保育園の役割を考えて配置を検討
- 保育事業者間での保育施設の譲渡が実際に起こっており、今後さらに進んでいくことが考えられるため、区立保育園を今のまま維持していく、もしくは地域の実態に合わせて残していくことを考えていただきたい
- 児童数が少なくなることは予想されているが、支援が必要な家庭や子どもの数に加え、国の子ども・子育てに関する様々な施策が増えていることもあり、むしろ区立保育園のノウハウやハブ的機能がより必要になると考えられるため、区立保育園の数は現状を維持すべき
- もし、区立保育園を減らすのであれば、私立保育園に対して、支援が必要な家庭や子どもに対するリソースや援助について、区立保育園・私立保育園それぞれから状況や実施している内容・必要としていることを聞き取り、整理し、バックアップの体制を整えた上で検討する必要がある
- 架け橋期の連携のあり方として、小学校区を基準とすると地域によって偏りが生じ、連携等に困難が生じているとする課題があるが、範囲を広げて中学校区を一つの基準として連携を考えることを提案したい

【区立保育園の施設整備】

- 今後の人口見通しや保育のあり方に応じて、老朽化した区立保育園をどのようにしていくのかを考えていく必要がある
- 保育園は在園児以外の保護者にとっては入りづらいため、子育て家庭が

活用しやすいオープンな雰囲気をつくり出す必要がある

(ウ) その他

- 現代の保護者ニーズとして、保育園に英語や算数などの早期教育を要望するケースが多くなっているが、保育所保育指針等に基づいた乳幼児期に必要な体験について保護者に理解してもらえるよう努めることが必要
- 乳幼児期に培う力は、遊びや生活の中で十分に身に付いていき、その方がむしろ子どもの発達にとって大事だということを保護者と共に考えることができないか
- 区立保育園は、時流に流されることなく、保育所保育指針等に基づいた保育の基本を踏まえ、子どもの育ちを捉えて適切な援助に努めるとともに、子ども一人一人の最善の利益を考えられる、区の保育の基点であることが求められる

今後の区立保育園のあり方に関する検討報告書

令和7（2025）年3月

豊島区子ども・子育て会議
（豊島区子ども家庭部保育課）